

特別支援教育の充実について

文部科学省 初等中等教育局
特別支援教育課長 原田 雄一

1. 特別支援教育の現状とインクルーシブ教育システムの構築について
2. 令和9年度特別支援教育関係予算概算要求について
3. 特別支援教育を取り巻く諸課題と学習指導要領の改訂について（概要）
 - 3－1. 重層的な指導・支援の在り方について
 - 3－2. 合理的配慮の提供と基礎的環境整備の充実について
 - 3－3. 通級による指導の充実について
 - 3－4. 特別支援学級の質の確保について
 - 3－5. 知的障害のある子供たちに対する教育課程について
 - 3－6. 自立活動の充実に向けた方策について
 - 3－7. 交流及び共同学習の充実に向けて
- 参考情報（直近の特別支援教育に関する動向）

Ⅰ．特別支援教育の現状と インクルーシブ教育システムの 構築について

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H17 →R7)

義務教育段階の全児童生徒数

(平成17年度) (平成27年度) (令和7年度)

1,088万人 ⇨ 1,009万人 ⇨ 911万人

特別支援教育を受ける児童生徒数

19.0万人 ⇨ 36.2万人 ⇨ 73.8万人
1.7% ⇨ 3.6% ⇨ 8.1%

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

5.4万人 ⇨ 7.0万人 ⇨ 9.0万人
0.5% ⇨ 0.7% ⇨ 1.0%

小学校・中学校

特別支援学級

知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害

9.7万人 ⇨ 20.1万人 ⇨ 42.0万人
0.9% ⇨ 2.0% ⇨ 4.6%

通常の学級（通級による指導）

言語障害 自閉症 情緒障害
弱視 難聴 学習障害
注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

3.9万人 ⇨ 9.0万人 ⇨ 22.7万人
0.4% ⇨ 0.9% ⇨ 2.5%
(注)

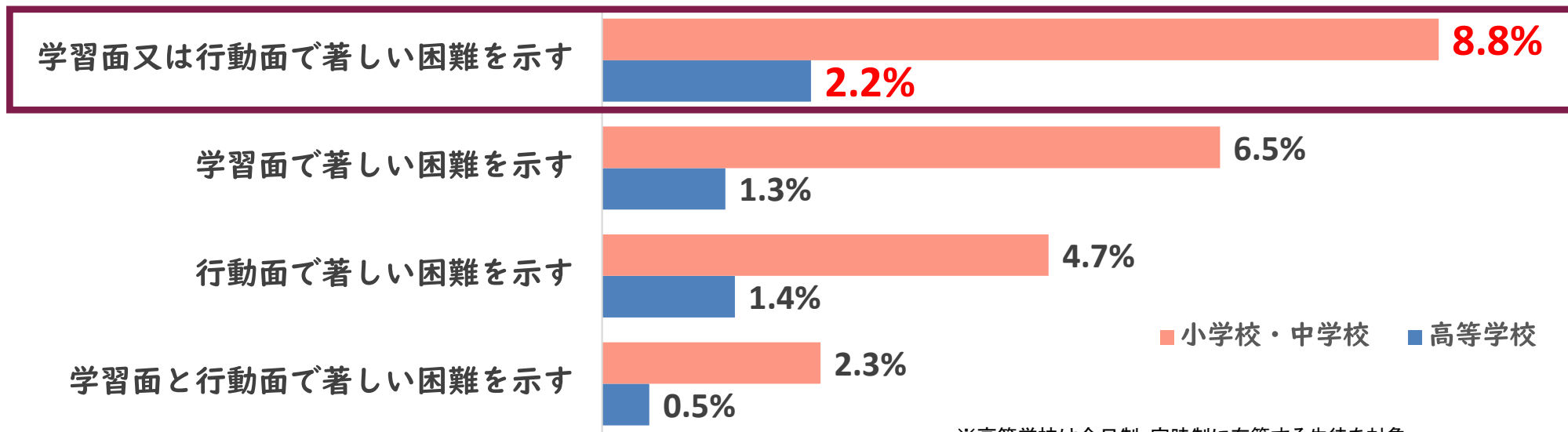
(注) 令和7年度における通級による指導を受ける児童生徒数(22.7万人)は、最新の調査結果である令和6年度通年(国公立)の値を用いている。
なお、平成17年度及び27年度の通級による指導を受けている児童生徒数は、5月1日時点(公立のみ)の値。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況（令和4年度）



文部科学省

学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は、小・中学校で8.8%、高等学校で2.2%（推定値）

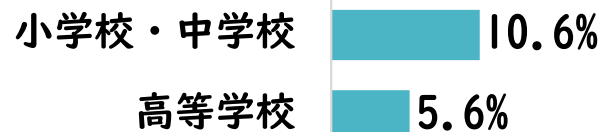


■ 小学校・中学校 ■ 高等学校

※高等学校は全日制・定時制に在籍する生徒を対象
 ※本調査は学級担任の回答に基づくものであり、医師による診断等によるものではない。従って、障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意が必要

「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の支援の状況（推定値）

1. 現在、通級による指導を受けている児童生徒の割合



2. 校内委員会において、特別な教育的支援を必要と判断されている児童生徒の割合



インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の考え方について

障害者の権利に関する条約(第24条)

- 「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、
- 障害のある者が「general education system」(教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域社会において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている

障害者基本法(第16条)

- 国及び地方公共団体は、障害者が年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童生徒が障害者でない児童生徒と共に教育を受けられるように配慮しつつ、必要な施策を講じること
 - 国及び地方公共団体は、障害のある児童生徒とその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと
- 等が規定されている

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(平成24年 初等中等教育分科会報告)

- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要。その構築のため、特別支援教育を着実に進めていくことが必要。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性ある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。
- 障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべき。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)(令和3年)

- 特別支援教育は、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。また、特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるもの。
- 障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。

2. 令和9年度特別支援教育関係 予算概算要求について

特別支援教育の充実

令和9年度要求・要望額

195億円

(前年度予算額)

175億円



文部科学省

障害のある子供たちを誰一人取り残さず、連続性のある多様な学びの場において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実を図る

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

◆医療的ケア看護職員の配置 5,346百万円(4,642百万円) (拡充)

「改正医療的ケア児支援法（R8.7.24成立）」を踏まえ、
・学校への医療的ケア看護職員の配置（登下校時の対応を含む）に加えて、
修学旅行等の学校行事への対応に係る経費を支援（第10条関係）

◆学校における医療的ケア実施体制構築支援事業 24百万円(新規)

「改正医療的ケア児支援法（R8.7.24成立）」を踏まえ、
・学校における医療的ケアの実施体制構築支援に関する調査研究（第22条関係）と、
・学校における医療的ケアの提供の在り方に関する調査研究（第20条の2 関係）を実施

発達障害のある児童生徒等への支援

◆発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業 61百万円（57百万円）

①幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業

・幼児への適切な支援、小学校等への引継ぎ、教員の専門性向上等、
幼稚園等における特別支援教育体制のモデルを構築

②学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究

・就学前の診断が困難とされている学習障害児に対する1人1台端末を
含むICT機器を活用した効果的な支援について実践研究を実施

③高等学校における特別支援教育充実事業 (拡充)

・合理的配慮の提供に係る校内体制の整備、進学・就職等の進路の希望も見据えた関係機関との
連携、通級による指導の質的・量的充実等、高等学校における特別支援教育体制のモデルを構築

④ICTを活用した教育・福祉の情報共有促進モデル事業

・ICTを活用した学校と障害児支援施設等との効果的かつ効率的な情報共有の在り方について
モデルを構築

インクルーシブ教育システムの更なる推進

◆包摂的・重層的なインクルーシブ教育システム地域共創推進事業 80百万円 ※国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の一部

小・中・高等学校における障害のある子供たちを包摂する取組の更なる充実を図るための都道府県等と市区町村の連携体制の構築、特別支援学校と小・中・高等学校の一体的な運営を通じた交流及び共同学習の更なる深化、協働的に専門性を高め合える教職員組織の形成等について実践研究を実施

特別支援教育の指導体制等の充実

◆聴覚障害教育の充実 9百万円

①聴覚障害教育の一層の充実に向けて、教師や教員を目指す学生等が活用できる、手話習得支援のために開発したコンテンツの活用事例の創出
②各自治体における保健・医療・福祉等の関係機関と連携した聴覚障害のある児童生徒等や保護者への教育相談等を充実

◆次期学習指導要領を見据えた調査研究 30百万円

・次期学習指導要領の実施に向けた先行実践や著作教科書のデジタル化を見据えた検討 等

◆外部専門家の活用等 195百万円(180百万円) (拡充)

①専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の活用を支援
②特別支援教育体制の整備を行う自治体等のスタートアップに係る経費を支援 ※災害時の非常用電源等の整備については、「医療的ケア看護職員配置事業」の中で支援。

特別支援教育就学奨励費 12,169百万円（11,321百万円）

・特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、
保護者等の経済状況に応じ、その就学に要する経費を支援

国立特別支援教育総合研究所 1,371百万円（1,111百万円）

・インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実を図ることを目的とし、
国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ機動的に対応するための運営費を支援

切れ目ない支援体制整備充実事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

55億円
48億円)



背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、医療的ケア看護職員の配置、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の活用を支援。

医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（R9.4施行）」の趣旨を踏まえ、学校生活（登下校時を含む）への医療的ケア看護職員の配置に加えて、修学旅行等の学校行事への対応に係る経費を支援

補助対象	学校において医療的ケアを実施するために直接雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者の人件費等 ※直接雇用が難しい場合、訪問看護ステーション等への委託に係る経費も可能。
補助対象 学校種	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 ※幼稚園型認定こども園については、こども家庭庁「医療的ケア児保育支援事業」の対象となるため除く。
補助内容	✓ <u>学校生活・登下校時の対応</u> ⇒配置人数：5,830人分（+530人増） ✓ <u>修学旅行等の学校行事への対応</u> ⇒配置校数：1,169校分（新規） ※医療的ケアに係る災害対応（例：非常用電源の確保など）に係る経費も計上可能。

【参考】「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」第10条第2項

学校等の設置者は、その設置する学校等に在籍する医療的ケア児等及び重症心身障害者が保護者の付添いがなくとも、授業に出席し、及び修学旅行その他学校等の行事に参加するために必要となる適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等又は介護従事者の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援

※交付初年度から3年限り。

※新規の募集は令和8年度を以て終了（令和9年度は継続自治体等のみ）

連携体制を整備	教育委員会・学校と関係機関の連携体制を整備
個別の教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組づくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と関係機関の連携を促進（早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援）
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発
災害への備え	停電時にも人工呼吸器等を利用することができるよう、非常用蓄電池等の備品を整備

※「災害への備え」については、「医療的ケア看護職員配置事業」において計上

外部専門家活用事業

- 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の活用を支援
補助対象人数：900人分（+170人増）

<補助対象>	都道府県・市区町村・学校法人 (幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校)
<補助割合>	国：1/3 補助事業者：2/3 国：1/2 補助事業者：1/2（私立幼稚園）

(担当：初等中等教育局特別支援教育課)

発達障害のある児童生徒等に対する支援事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.6億円
0.6億円)



背景

全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍していることを前提として、一人一人の教育的ニーズに対応した切れ目のない適切な支援が継続して行われる必要がある。発達障害のある幼児児童生徒等に対する、就学前からの教育と福祉等の関係機関の連携による切れ目のない支援体制の構築、高等学校における通級指導等の充実等が求められている。

発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業

【幼稚園】

幼稚園等における 特別支援教育体制モデル構築事業

5歳児検診等によって把握された発達障害のある幼児の早期支援のため、幼稚園等における適切な支援、小学校等への円滑な引継ぎ、教諭の研修等について実践研究を行い、未就学児に対する特別支援教育体制のモデルを構築する。

件数・単価	3箇所 × 1.4 百万円
委託先	都道府県・市区町村教育委員会
事業期間	令和7年度～9年度



【小中学校】

学習障害のある児童生徒等に対する ICTを活用した効果的な支援に関する実践研究

学習障害のある児童生徒に対し、学習上の困難を早期に把握し、適切な支援につなげるため、1人1台端末を含むICT機器を活用した学習障害の客観的なアセスメントによる把握、ICT機器のアクセシビリティ機能（読上げ、音声入力機能等）を活用した効果的な支援に関する実践研究を実施する。

件数・単価	5箇所 × 3.5 百万円
委託先	都道府県・市区町村教育委員会
事業期間	令和7年度～9年度



【高等学校】

高等学校における特別支援教育充実事業

高等学校に在籍する発達障害のある生徒への支援の充実のため、合理的配慮の提供に係る校内体制の整備、進学・就職等の進路の希望も見据えた関係機関との連携、通級による指導の質的・量的充実等に関する実践研究を行い、高等学校における特別支援教育体制のモデルを構築する。

件数・単価	6箇所 × 5 百万円
委託先	都道府県・市区町村教育委員会
事業期間	令和8年度～10年度



発達障害のある幼児児童生徒に対する幼稚園から高校を通じた切れ目のない一貫した支援体制の構築

ICTを活用した教育・福祉の情報共有促進モデル事業

発達障害のある児童生徒等に対する各ライフステージを通じた切れ目のない一貫した支援に向けて、学校と障害児支援施設等との連携の促進のため、地域において共有すべき情報や、共有する時期・方法、情報管理の体制、個人情報等の取扱い等を含めて検討し、ICTを活用した効果的かつ効率的な情報共有の在り方についてモデルを構築する。



教育



ICTを用いた
効果的な情報共有



福祉

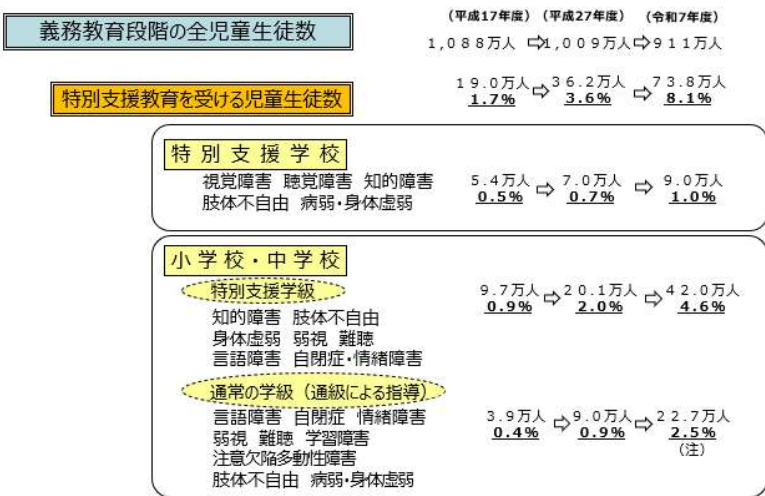
【関係機関との連携】

件数・単価	3箇所 × 2.4 百万円
委託先	都道府県・市区町村教育委員会
事業期間	令和8年度～10年度

現状・課題

- 近年、特別支援学校等に在籍する子供たちの数が増加傾向にあるとともに、重複障害者の割合も増加傾向にあるなど、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになっている。
- また、次期学習指導要領に向けた改善内容や、学校教育法等改正によるデジタルな形態を含む教科書の発行等の動きも踏まえ、特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の更なる推進に向けて、政策上の課題となっている事項について、実践的な調査研究を実施する。

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H17→R7)



(注)令和7年度における通級による指導を受ける児童生徒数(22.7万人)は、最新の調査結果である令和6年度通年(国公立)の値を用いている。
なお、平成17年度及び27年度の通級による指導を受けている児童生徒数は、5月1日時点(公立のみ)の値。

事業内容

● 政策課題対応型調査研究（最大3年間）

今後の特別支援教育の充実に向け、政策的に課題となっている事項についての知見や充実策の検討のための調査研究を実施する。

【テーマ課題】

- ・手話施策推進法の成立等を踏まえた、**聴覚障害教育の充実**に係る研究
- ・特別支援学校における就労を見据えた**農福連携**の取組に係る実践研究（農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)を踏まえた取組）

● 次期学習指導要領に向けた対応

- ・知的障害特別支援学校における**情報活用能力**育成等、次期学習指導要領の実施に向けた先行実践
- ・**著作教科書のデジタル化**を見据えた研究

件数・単価 4課題×約4.5百万円 委託先 教育委員会、大学、民間団体

件数・単価 10団体×約3百万円 委託先 教育委員会、大学、民間団体

現状・課題

聴覚障害教育については、幼児児童生徒の障害の状態等が多様化していることを踏まえ、個々の障害の状態等に応じた指導を一層充実していく必要がある。
令和7年6月の通常国会において「手話に関する施策の推進に関する法律」が成立したことを踏まえ、手話を使用する子供が、その意向の下で手話による教育を受けることができるよう、教員の手話に関する技能の更なる向上を図る必要がある。

加えて、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関や専門家が連携し、聴覚障害児等に対してより専門性の高い支援を行うとともに、域内の小学校等に在籍する児童生徒等や教師に対するセンター的機能を発揮した支援を充実していくことが求められる。

事業内容

1. 学校における手話による指導・支援の充実

文部科学省が令和7・8年度に作成・開発した、子供たちを対象とした手話の理解啓発動画及び教師や教員を目指す学生を対象とした手話習得支援コンテンツについて、教育現場や大学の教員養成課程における実践支援及び実践例の収集を行い、効果的な活用の工夫等を整理して広く周知するなど、学校現場等における手話に関する理解や教員の手話に関する技能の更なる向上につなげていく。



2. 保健・医療・福祉等の関係機関と連携した教育相談等の充実

地域の聴覚障害児やその保護者に対して専門性の高い支援を行うため、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関の連携の在り方について調査研究を実施し、そのモデルを構築する。

- ▶ 特別支援学校が地域の聴覚障害児やその保護者に対して実施する教育相談について、保健・医療・福祉等の関係機関と連携して専門家を招聘し、教育相談の内容や体制を充実させる
- ▶ 域内の小学校等に在籍する難聴児等に適切な指導・支援がなされるよう、特別支援学校の教職員や関係機関の専門家が小学校等を訪問し、当該学校の教職員に対して指導・助言を実施



特別支援教育就学奨励費(負担金・補助金・交付金)

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

122億円
113億円)



背景・現状

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」(昭和29年6月法144号、以下「就学奨励法」)では、国及び地方公共団体が、特別支援学校に就学する児童生徒に対し、必要な援助を行うことが定められており、その趣旨を踏まえ、現在、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級等に就学する幼児児童生徒に対する支援を行っている。

課題・目的

障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援教育を必要とする幼児児童生徒の数が増加する中で、特別支援教育就学奨励費の受給者数も増加傾向にある。

受給者増や近年の物価高騰等に対応し、対象となる幼児児童生徒へ必要な支援が行き届くよう、さらなる拡充が求められている。

過去5年間で約6.6万人増

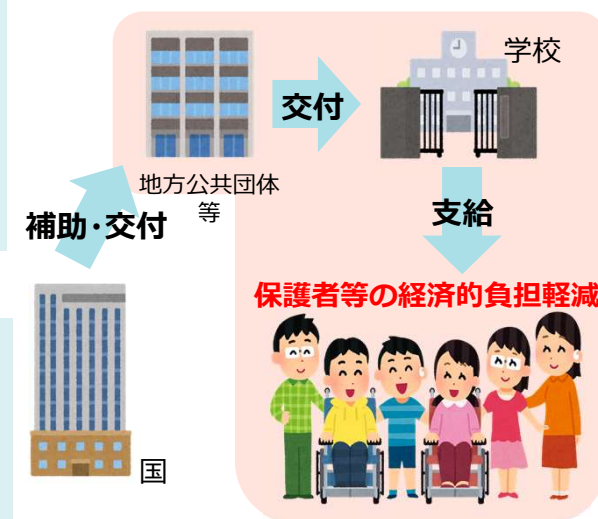
【受給者数】318,624人(令和3年度) → 384,891人(令和7年度)

事業内容

就学奨励法及び予算に基づき、特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済状況に応じ、その就学に要する経費の支援を行う。

令和9年度概算要求においては、物価高騰等に伴う「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」、「ICT機器購入費」、「修学旅行費」の引上げにより、充実を図る。

◆支給イメージ



支援対象

国公立に在籍する
・特別支援学校の幼児児童生徒
・小中学校の特別支援学級の児童生徒
・通常学級の学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒 等

補助対象費目

教科用図書購入費、学校給食費※、通学又は帰省に要する交通費、寄宿舎居住に伴う経費、修学旅行費、学用品購入費 等
※補助金のうち、「給食費負担軽減交付金」の対象となる公立小学校（義務教育学校前期課程を含む）に在籍する児童を除く

実施主体

国（国立大学法人）
都道府県・市町村（特別区含む）

負担割合

国 1/2（国立分は10/10）
都道府県・市町村 1/2



独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

令和9年度要求・要望額 13.7億円
(前年度予算額 11.1億円)

法人の目的

特別支援教育に関する研究のうち主として実地的な研究を総合的に行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ること。

業務内容

1. 研究活動：特別支援教育に係る実地的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献。
2. 研修事業：各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成及び特別支援教育に係る全ての教師の専門性向上支援。
3. 情報収集・発信：我が国のインクルーシブ教育システム構築の実現に向けた自治体・学校への支援及び国内外への情報発信・理解啓発。

【沿革】

昭和46年：国立特殊教育総合研究所設置
平成13年：(独)国立特殊教育総合研究所発足
平成19年：(独)国立特別支援教育総合研究所に名称変更

人 員 構 成 (令和8年4月現在)	人 数
理 事 長	1
理 事	1
監 事	2
常 勤 職 員	74
役 職 員 合 計	78

第6期中期目標・計画のポイント 【目標期間：令和8年4月～令和13年3月（5年間）】

- 教育現場や関係機関等との連携のもと、国の政策的課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究に取り組み、その成果について、広く、分かりやすく還元すること。
- 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成や特別支援教育に係る全ての教師の専門性向上のための支援を行うこと。
- 教育現場のニーズに寄り添った情報提供や広く社会に対する情報発信・理解啓発を戦略的・効果的に行うこと。

⇒各活動について有機的に関連付けながら取り組むとともに、国との緊密な連携のもと、柔軟かつ機動的に対応すること。

包摂的・重層的なインクルーシブ教育システム 地域共創推進事業

令和9年度要求・要望額

0.8億円
(新規)

※国立特別支援教育総合研究所運営費交付金中の推計額

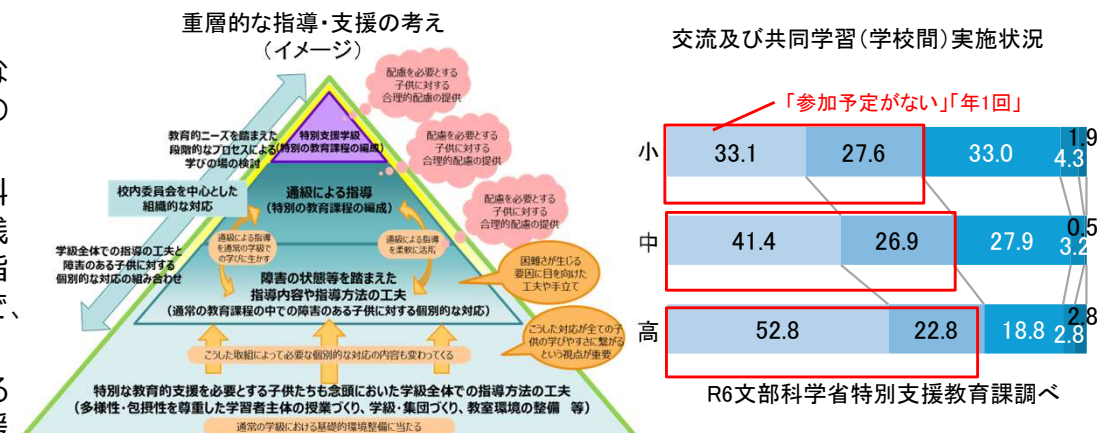


現状・課題

令和4年の国連障害者権利委員会の総括所見において、よりインクルーシブな取組を求める勧告がなされているが、我が国が進めるインクルーシブ教育システムの構築について、取組の実施状況に地域差・学校差が見られる。

特に、障害のある子とない子が共に学ぶ「交流及び共同学習」について、文部科学省委託事業「インクルーシブな学校運営モデル事業」(R8年度終了)の実践校では、子供同士の相互理解の深まりとともに、教師が互いに学び合い双方の指導力の向上につなげる姿が見られるなど、取組の意義・効果が確認された一方で、全国的には、単発的な実施や交流を中心としたものにとどまっている例もみられる。

一方、次期学習指導要領に向けては、交流及び共同学習の更なる充実を図るとともに、障害のある子供たちの学習活動の充実に向けて、重層的な指導・支援の考え方のもと、障害のある子供たちを包摂する取組の充実が求められている。



事業内容

小・中・高等学校における障害のある子供たちを包摂する取組の更なる充実を図るとともに、特別支援学校と小・中・高等学校の一体的な学校運営の実装を進めるため、以下の点について、教育委員会等において取り組むこととする。これらの取組の成果を踏まえ、特総研において、インクルーシブ教育システムの構築に係る具体的な指標を整理し、地域・学校における取組の更なる充実・改善につなげる支援ツールの開発に取り組む。

● 都道府県・市区町村の連携・協働による共創的なインクルーシブ教育システムの実装

小・中・高等学校における障害のある子供たちを包摂する取組の更なる充実のため、特別支援学校の設置者である都道府県等と小中学校の設置者である市区町村等において「連携地域(仮称)」を構築し、特別支援学校のセンター的機能を活用しつつ、地域の実態に合わせた持続可能なインクルーシブ教育システムの構築に向けた実証を行う。

● 特別支援学校と小・中・高等学校の一体的な運営を通じたインクルーシブな学校モデルの実装

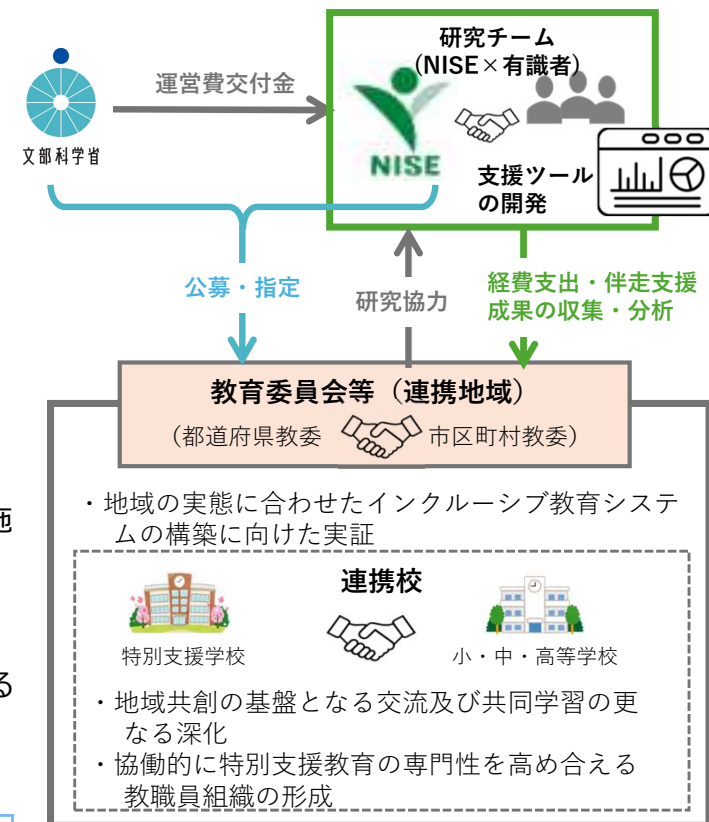
「連携地域」内の特別支援学校と小・中・高等学校等を「連携校(仮称)」として指定し、以下の取組を実施

➢ 地域共創の基盤となる交流及び共同学習の更なる深化

計画的・継続的な交流及び共同学習について、都道府県教育委員会等の主導により実践。

➢ 協働的に特別支援教育の専門性を高め合える教職員組織の形成

全ての教師が特別支援教育の担い手となるよう、特別支援学校と小・中・高等学校等間の教職員による協働的な関係構築に取り組む。



事業実施期間 令和9～令和11年(予定)

件数・単価 12箇所×5百万

指定先 教育委員会、国立大学法人、学校法人

(担当：初等中等教育局特別支援教育課)

特別支援教育 デジタル学習基盤実装強化事業

令和9年度要求・要望額

1.2億円
(新規)

※国立特別支援教育総合研究所運営費交付金中の推計額



現状・課題

- ・特別支援教育におけるICT活用の状況は、小・中学校等の通常の学級における授業と比較して、相対的に低く、**デジタル学習基盤を前提とした学びの充実が急務**
- ・障害のある子供とない子供が可能な限り共に学ぶためには、自治体や学校における**合理的配慮の提供の充実が不可欠**であり、自治体間にみられる**合理的配慮の提供状況の格差の改善も急務**
- ・日本の成長戦略における分野横断的課題として、事業活動の持続性向上を図るため**安全なサイバースpaceの確保**が不可欠

事業内容

次期学習指導要領等に位置付けられるデジタル学習基盤を前提とした、一人一人の障害の状態や特性に合わせたICT活用の更なる促進、多様性・包摂性を尊重した学習者主体の学びへの転換、合理的配慮の提供に向けた建設的対話による合意形成について、自治体や学校における実現可能な取組を支援・促進するため、中核人材育成機能の強化及びセキュリティの確保されたDXプラットフォームを構築

事業実施期間

令和9年度～令和12年度〔第6期中期目標期間〕(予定)

DXプラットフォームの構築・強化やデジタル学習基盤実装スペースの整備

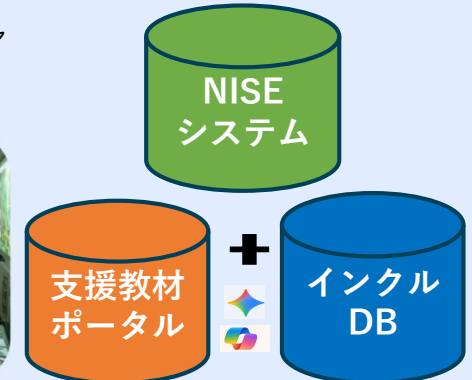
- ・**デジタル学習基盤を活用**した学習環境の整備や学びの合理的配慮の実践事例の**新規追加・情報発信の強化**
- ・インクルDBに蓄積の合理的配慮の実践事例の**新規追加・情報発信の強化**
- ・**支援教材ポータル**の充実、教材支援機器・新規事例の追加・情報発信の強化
- ・文部科学省で実施された「インクルーシブな学校運営モデル事業」の成果等の蓄積、情報発信
- ・**高いセキュリティ、耐災害性、十分な自律性を備えたセキュリティ技術の導入・運用**を通じ、高度なサービスを安全に提供できるDXプラットフォームを構築(戦略17分野 デジタル・サイバーセキュリティより)
- ・**デジタル学習基盤と連動した可変型学習ブースの整備**による**個別最適な学習空間の構築**
- ・デジタル技術を活用し、多感覚的・体験的な学びを支える**臨場感・没入感のある学習空間の整備**
- ・小規模な学習集団や集団での学びが難しい学校同士を対象に**遠隔授業のコーディネート**
- ・ライブラリー展示スペースの改修、**支援機器の充実**

デジタル学習基盤実装スペースの整備 (中核人材育成の拠点形成)

(イメージ図)
VRゴーグルを使用したソーシャルスキルトレーニング、壁面に画像投影した没入型体験学習



セキュリティの確保されたDXプラットフォームの構築・強化



中核人材育成

情報発信
合理的配慮支援

教育委員会・学校

アウトプット(活動目標)

(新)ICT指導者協議会修了者(中核人材)数(累積数)

令和10年度	令和11年度	令和12年度
120名	240名	360名

(新)特別支援教育専門研修修了者(中核人材)数(累積数)

令和10年度	令和11年度	令和12年度
200名	400名	600名

短期アウトカム(成果目標)

特別支援教育専門研修を受講し、修了1年後アンケートにおいて「まわりの教員への指導力向上や波及効果等に役に立った」と回答する割合

	R7年度末	R11年度末
受講者	69.3%	80%以上

中期アウトカム(成果目標)

特別支援教育専門研修を受講し、修了1年後アンケートにおいて「地域の学校や地域への影響、成果等に役に立った」と回答する割合

	R7年度末	R13年度末
受講者	35.2%	50%以上

長期アウトカム(成果目標)

次期学習指導要領学年進行完了時に特別支援教育における1人1台端末の活用状況を、小・中学校と同等水準まで引き上げる

3. 学習指導要領の改訂に向けて

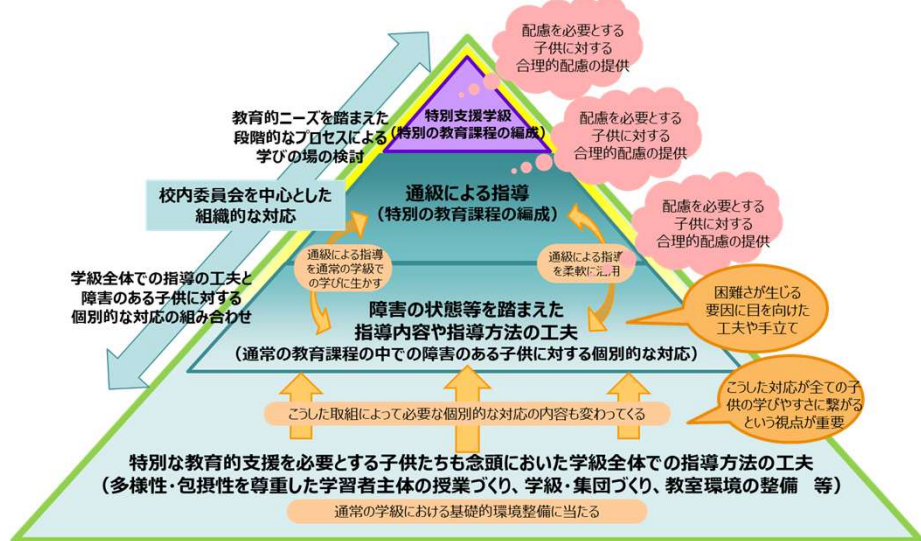
特別支援教育WG取りまとめ案（概要）

- 通級による指導を受ける子供の数、特別支援学級や特別支援学校に在籍する子供の数、いずれも急増している。通常の学級で学ぶことが可能な子供は通常の学級で学ぶという前提が十分に理解・共有されていない実情があり、また、障害のある子供たちに対する包摂的な取組が不十分な現状もある。
- 通級による指導を受ける子供たちは、内容・単元によっては、障害の特性や状態等によって障害のない子供たちと同一の内容・進め方では困難が生じる場合がある。特別支援学級においては、障害の程度等が様々な異学年の子供たちが学んでおり、適用される教育課程が異なっているなど、教育課程の編成・実施に難しさがある。
- 特別支援学校においては、障害による困難さに応じつつ資質・能力を育成するための授業づくり、主体的・対話的で深い学びの実現への授業改善が道半ばの状況にある。

主な改善の方向性

幼・小・中・高等学校における重層的な指導・支援の考え方

- 多様性の包摂を重視した学習者主体の授業づくりや学級・集団づくりの上に、一人一人の教育的ニーズに応じた個別的な対応を組み合わせることで障害のある子供たちの学習活動を充実し、更に必要がある場合には通級による指導を行ったり、特別支援学級を学びの場とするといった、重層的な指導・支援の考え方を整理



合理的配慮の提供を促すための方策

- 合理的配慮の提供について更なる理解を図り、実現可能性の観点を踏まえつつ促すため、総則において、過重な負担のない範囲での合理的配慮の提供を行う旨を位置づけ。その際、設置者・学校と本人・保護者の意見の違いが大きい場合があることも踏まえ、建設的な対話による合意形成に資するよう、合理的配慮として考えられる観点や過重な負担の基本的な考え方などについて、分かりやすく提示
- デジタル学習基盤は合理的配慮の基盤となる基礎的環境整備に位置づけるものであり、その意義を総則等で明記

通級による指導を受ける場合の特例的な取扱い

- 自立活動を取り入れることを明確に規定するとともに、通常の学級における指導だけでは障害の特性等を踏まえる対応が困難な場合の特例的な措置として、自立活動の指導を実施した上で、教科の内容の一部を行うことを可能とする



特別支援学級の質の確保

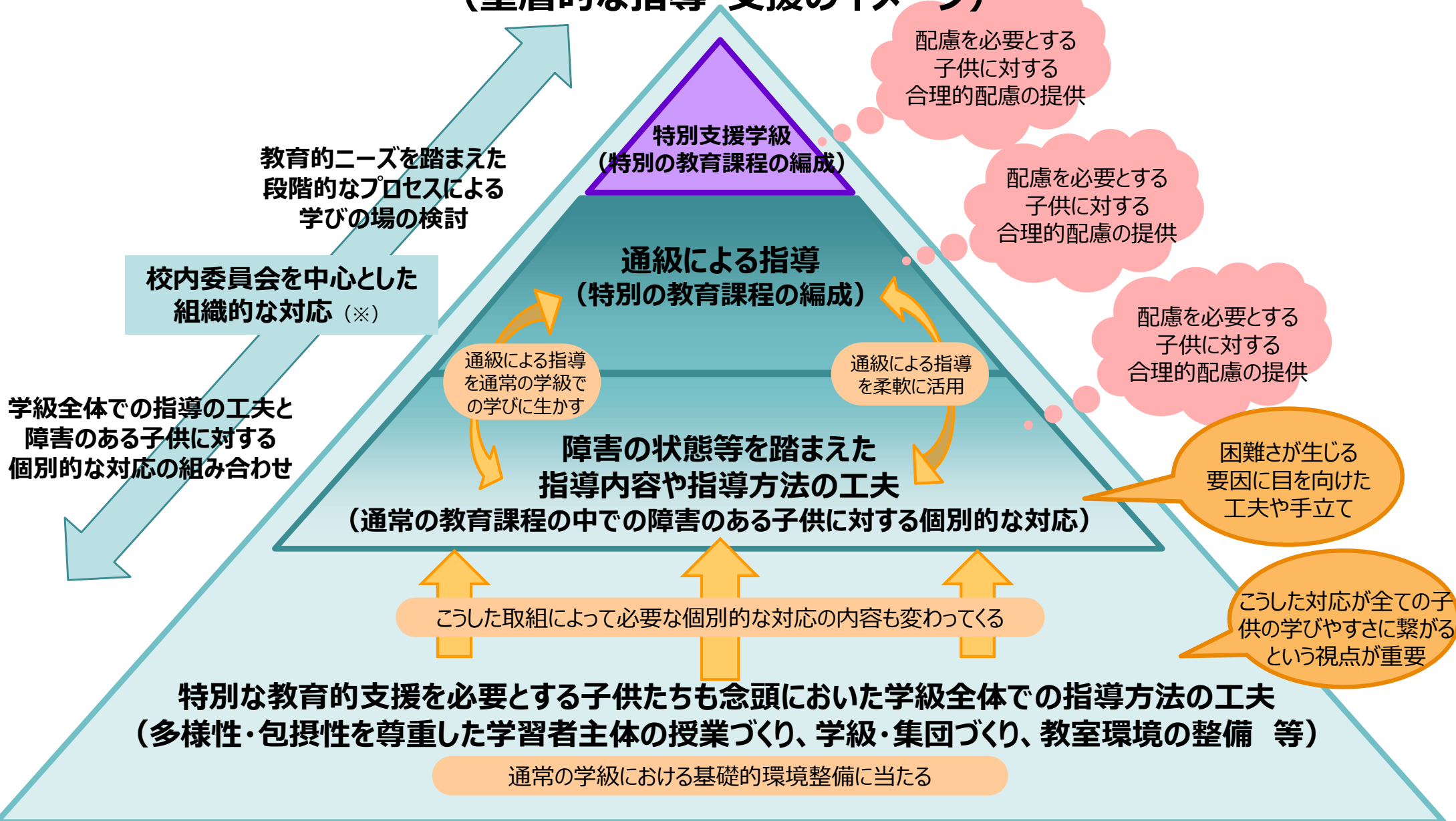
- 自立活動のための時間を適切に設けることや、教育活動全体を通じて自立活動の指導を行うことを明確にしつつ、特別支援学級特有の教育課程の編成・実施に関する基本的な考え方を、これまでの優れた実践をもとに整理。障害種ごとの基本的な対応や配慮事項について、通級による指導と合わせて考え方を提示

特別支援学校における改善

- 知的障害者である子供たちに対する教育課程においては、中学部の「職業・家庭」を「職業」と「家庭」に分離し、「職業」において、情報活用能力の強化に向けた内容を充実。小学校等の方向性を踏まえた資質・能力の構造化等の見直しを実施
- 自立活動について、子供主体の視点に立ち、自己の意思を表明することができるような指導内容を取り上げるなど内容を充実。表形式化にも取り組む
- 総則において、障害者施策の方向性も踏まえ、自立と社会参加を目指すという理念を明らかにすることや、特別支援学校の教育課程の考え方を分かりやすく提示
- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である子供たちに対する配慮事項についても、認知の特性や意思疎通に関する事項などの内容を充実。知的障害である子供たちに対する配慮事項についても、記載を充実。
- 計画的・継続的な交流及び共同学習の推進のため、学校間での丁寧な調整などの円滑に進めるためのポイントについて、整理して提示

3-1. 重層的な指導・支援の在り方について

小・中学校に在籍する障害のある子供たちの学習活動の充実に向けた方策 (重層的な指導・支援のイメージ)



※校長のリーダーシップの下、校内委員会を中心とした教育支援体制の構築・運営がなされ、組織的に対応していくことが重要。また対応に当たっては、特別支援学校のセンター的機能の活用や関係機関との連携、研修を通じた教師の専門性向上などの取組も必要。

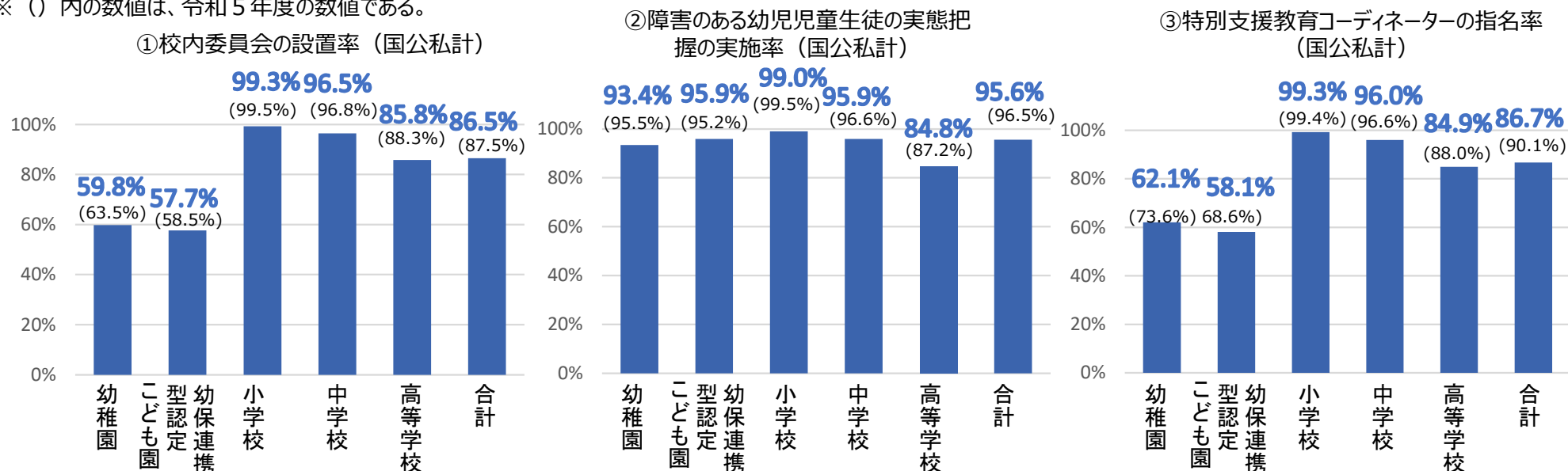
(参考) 特別支援学級の対象： 知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害

通級による指導の対象： 言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

幼稚園・小・中・高等学校における特別支援教育体制整備の状況

- 国公立・全学校種合計の校内委員会の設置率は86.5%、障害のある幼児児童生徒の実態把握の実施率は95.6%、特別支援教育コーディネーターの指名率は86.7%であり、令和5年度と比較し、結果はほぼ横ばい。
- 小・中学校においては、いずれの項目も9割以上の達成率であり、特別支援教育体制の整備が進められていると考えられる。
- 一方で、幼稚園や幼保連携型認定こども園、高等学校では、取組が十分でない項目も見られ、更なる取組の充実を図る必要がある。

※（）内の数値は、令和5年度の数値である。



④個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成状況（国公立及び学校種計）

	特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒	通常の学級に在籍する幼児児童生徒※1	個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成を必要とする幼児児童生徒※2
個別的教育支援計画	98.0%(99.8%)	86.7%(82.6%)	94.7%(94.0%)
個別の指導計画	98.0%(99.9%)	90.7%(86.8%)	95.7%(94.6%)

※1：通常の学級に在籍する幼児児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を除く）で、学校等が個別的教育支援計画、個別の指導計画を作成する必要があると判断した者。

※2：個別的教育支援計画、個別の指導計画の作成を必要とする幼児児童生徒とは、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒及び通常の学級に在籍する幼児児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を除く）で、学校等が個別的教育支援計画、個別の指導計画を作成する必要があると判断した者の計。

⑤個別的教育支援計画・個別の指導計画における合理的配慮の明記状況、関係機関との情報共有（国公立別、学校種計）

	国立	公立	私立	合計
合理的配慮の明記	78.2%(80.2%)	91.6%(93.6%)	52.4%(52.6%)	81.8%(83.6%)
情報共有	86.7%(88.9%)	94.0%(97.9%)	77.4%(82.1%)	89.9%(94.0%)

事務連絡「発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒への適切な支援に向けた新年度における対応について（依頼）」について

発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒への適切な支援においては、校内での支援に関する学校から児童生徒本人・保護者への確実な情報提供と、その支援内容に関する本人・保護者と学校との相互理解が重要であることを踏まえ、文部科学省から各教育委員会等に対し、特に新年度における確実な情報提供が学校で適切に行われるよう、依頼した（令和8年3月26日付け）。

依頼（概要）

1 本人及び保護者への情報提供

入学や進級等の機会を捉えた、校内の支援に関する学校から本人・保護者への確実な情報提供を実施すること など

2 デジタル学習基盤の活用

国が公開するWEBサイトの情報等を参考に、学校におけるデジタル学習基盤の積極的な活用に向けた準備を促進すること など

3 校内支援体制の構築及び合理的配慮の提供等

文部科学省が作成したガイドライン（※）等も活用し、校長のリーダーシップの下、学校での適切な校内支援体制を構築すること など

（※）「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」

4 学校設置者等による上記（1～3）取組の促進

学校における1～3の各取組が一層推進されるよう、学校設置者において、所管の学校への必要な指導・助言等を実施すること など

【別紙1】

学校から本人・保護者への確実な情報提供に向けた5つのチェックポイント	
発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする子供たちへの支援の充実には、学校から本人・保護者への確実な情報提供が重要である。当該支援の在り方に関する学校側のチェックポイントを以下にお示しします。各学校においては、本人・保護者への情報提供に際して積極的にご活用ください。	
チェックリスト（5つのチェックポイント）	
① 学習意欲、行動面の困難や発達に関する不安等に関する学校の相談窓口の存在、担当する教職員（特別支援教育コーディネーター、養護教諭等）の配置状況等について、学校として適切な情報提供ができていますか。	② 学校、教育委員会が用意している教材やICT機器等とその活用方法（1人1台端末の活用やデジタル教材・教材の活用や、導入済デジタル教材、学習用アプリ等の他の教材を含む）について、学校として適切な情報提供ができていますか。
③ 発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒への適切な支援に関する学校としての基本的な方針や支援体制について、学校として適切な情報提供ができていますか。	④ 学校における合理的配慮の提供に向けた、学校、設置者と本人・保護者との間のプロセスについて、学校として適切な情報提供ができていますか。

学校から本人・保護者への確実な情報提供を実施するに当たって重要な5つのチェックポイントを記載

【別紙2】

発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする子供たちへの支援に向けて校長に求める校内教育支援体制構築のポイント	
発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする子供たちへの支援の充実には、校長のリーダーシップによる、校内支援体制の構築が重要である。ガイドライン（※）が校長に求める、特別支援教育を柱とした学校経営の在り方のポイントを以下にお示しします。各校長は、自校の状況について、今一度ご確認ください。	
校内の教育支援体制構築に向けた3つのポイント	
① 組織対応 校内委員会の設置と運営 特別支援教育コーディネーターの配置と役割の明確化 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用・管理	② 専門性向上 教職員の理解促進と専門性の向上 教員以外の専門スタッフの活用 専門性・専門職種の連携の促進 連携等における適切な情報の提供
③ 保護者・関係機関との連携 保護者との連携の促進 専門性・専門職種の連携の促進 連携等における適切な情報の提供	④ 組織対応 特別支援教育コーディネーターの役割と校長への位置付け 校内委員会の設置と運営 特別支援教育コーディネーターの配置と役割の明確化 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用・管理

ガイドラインが校長に求める、特別支援教育を柱とした学校経営に関する重要な3つのポイントを記載

事務連絡の全文はこちら

（文部科学省HP上で公表中）



学校から本人・保護者への確実な情報提供に向けた 5つのチェックポイント

発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする子供たちへの支援の充実には、学校から本人・保護者への確実な情報提供が重要です。情報提供の在り方に関する学校側のチェックポイントを以下にお示しますので、各学校においては、本人・保護者への情報提供に際して積極的にご活用ください。

チェックリスト（5つのチェックポイント）

①



学習面、行動面の困難や発達に関する不安等に関する**学校の相談窓口の所在、担当する教職員（特別支援教育コーディネーター、養護教諭等）、連絡手法等**について、学校として適切な情報提供ができていますか。

②



発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒への適切な支援に関する**学校としての基本的な方針や支援体制**について、学校として適切な情報提供ができていますか。

③



発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、**学校や教育委員会が行っている個別的な支援の内容（通級による指導の情報を含む）**について、学校として適切な情報提供ができていますか。

④



学校、教育委員会が用意している教材やICT機器等とその活用方法（1人1台端末のアクセシビリティ機能（※）の活用や、導入済デジタル教科書、学習用アプリその他の教材を含む）について、学校として適切な情報提供ができていますか。

（※） 読み上げ機能、音声入力機能 等

⑤



学校における合理的配慮の提供に向けた、**学校・設置者と本人・保護者との間のプロセス**について、学校として適切な情報提供ができていますか。

発達障害を含む特別な教育的支援を要する子供たちへの支援に向けて 校長に求める校内の教育支援体制構築のポイント

発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする子供たちへの支援の充実には、校長のリーダーシップによる、校内支援体制の構築が重要です。ガイドライン（※）が校長に求める、特別支援教育を柱とした学校経営の在り方のポイントを以下にお示ししますので、各校長は、自校の状況について、今一度ご確認をお願いいたします。

（※）「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（平成29年3月文部科学省）

校内の教育支援体制構築に向けた3つのポイント

①

②

③

※ ①～③の各ポイントを順にお示します。

① 組織対応

校内委員会の設置と運営

特別支援教育コーディネーターの
指名と校務分掌への位置付け

個別の教育支援計画・個別の指導
計画の作成と活用・管理

② 専門性向上

教職員の理解啓発と専門性の向上

教員以外の専門スタッフの活用

③ 保護者・関係機関との連携

保護者との連携の推進

専門家・専門機関との連携の推進

進学等における適切な情報の引継
ぎ

① 組織対応

校内委員会の設置と運営

- 校内委員会の運営における、**開催手順（定期開催、必要と判断した場合に開催する等）**は明確になっていますか。
- 学校の方針を決め、**教育支援体制の構築上必要な者（特別支援教育コーディネーター等）**を校内委員会の構成員としていますか。

特別支援教育コーディネーターの 指名と校務分掌への位置付け

- 特別支援教育コーディネーターが、**合理的配慮の提供という点で重要な役割を担うこと**を、学校として確認ができていますか。
- 指名した特別支援教育コーディネーターが**専業従事**できるような配慮を、学校として行うことができていますか。
(※ 専業従事に向けては、**複数指名**も考えられます)

個別の教育支援計画・個別の指導 計画の作成と活用・管理

- **合理的配慮の内容を個別の教育支援計画に明記**した上で、その内容を関係機関へ適切に引き継いでいますか。
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画は、作成が目的ではなく、**実施、評価、改善を繰り返すことが最重要であること**について、学校として確認ができていますか。

② 専門性向上

教職員の理解啓発と専門性の向上

- 全校的な特別支援教育の推進に向け、**特別支援教育コーディネーターを中心に校内研修を組織的に計画し**、障害理解をはじめとした教師の意識改革や、特別支援教育を担う教師の専門性向上に向けた取組が、学校としてなされていますか。
- 学校外で行われる研修への参加に当たっては、**校内の教育支援体制における各教師の役割（学級担任、特別支援教育コーディネーター等）に応じた必要な研修**を各教師が受講できるよう、学校としての配慮がなされていますか。

教員以外の専門スタッフの活用

- 特別支援教育支援員が各学級担任や特別支援教育コーディネーター等との間でどのような連携・協力をするのかについて、**個別の教育支援計画等に基づき**、学校として事前に決めていますか。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケアを行う看護師等の専門スタッフと教師が連携・分担し、組織的な支援が行えるよう、**子供の実態や支援内容、各役割分担等**について、**個別の教育支援計画等**を活用の上、**特別支援教育コーディネーターを中心に**、学校としての共通理解が図れていますか。

発達障害を含む
障害のある幼児児童生徒に
対する教育支援体制整備
ガイドライン

全体版はこちらから



(文部科学省HP)

③ 保護者・関係機関との連携

保護者との連携の推進

- 学校だよりや教育相談等の機会を活用したり、PTA等の協力も得たりしながら、学校として、**全ての保護者に対して特別支援教育の理解推進を図る取組**がなされていますか。
- 個人情報保護の観点から、情報の管理を慎重に行い、**本人や保護者の意向を確認**しながら、誤解や学校への不信感が生じないように、学校として保護者へ配慮することができていますか。
- 保護者から聞いた家庭での様子等を個別の教育支援計画へ反映する等、**個別の教育支援計画の作成・活用における保護者の参画**が重要であることを、学校として確認ができていますか。

専門家・専門機関との連携の推進

- **特別支援学校のセンター的機能の活用**に際しては、活用方針を定めた上で、**特別支援教育コーディネーターを窓口とした具体的な相談**を行うことができていますか。
- **医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関と連携を図るとともに**、**特別支援教育コーディネーターを中心に**、**各関係機関との連携方法**について、学校として整理ができていますか。

進学等における適切な情報の引継ぎ

- **個別の教育支援計画等**を活用し、**教育上特別の支援を必要とする子供の支援内容を**、**進学先へ適切かつ確実に引き継いで**いますか。
- 進学に伴う学習環境等の変化を踏まえ、関係教職員による学校見学や、本人・保護者による事前見学等、**学校間での積極的な連携**が重要であることを、学校として確認ができていますか。
- 高等学校等進学時の入学者選抜を踏まえ、**中学校は入学者選抜前、入学前等の適宜の時期に**、**どの情報を引き継ぐかを整理すること**、**高等学校は選抜時の配慮の提供等について積極的に周知すること**の重要性について、学校として整理ができていますか。

3－2. 合理的配慮の提供と 基礎的環境整備の充実について

学校における合理的配慮の提供について

- 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が平成25年に制定。

障害者差別解消法で求められていること

- 行政機関（教育委員会、公立学校等）や事業者（私立学校等）に対して、**不当な差別的取扱いの禁止**、実施に伴う負担が過重でない範囲の**合理的配慮の提供**が課されている。

不当な差別的取扱いの禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく障害を理由とした差別を禁止。
（第7条第1項、第8条第1項）

合理的配慮の提供

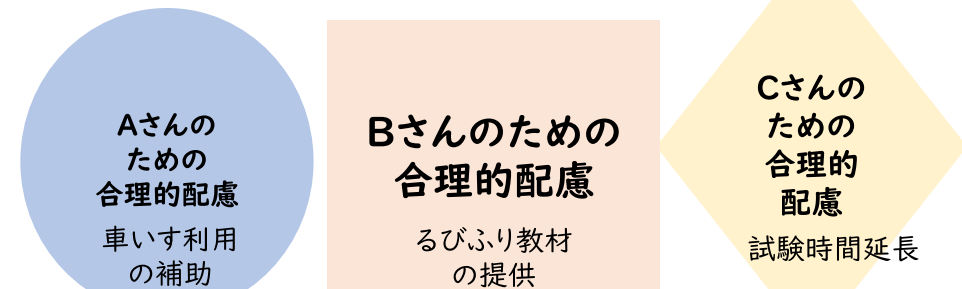
障害のある人から、社会的障壁を取り除くために対応を必要としているとの意思を伝えられた際に、負担が過重でない範囲で対応すること。
（第7条第2項、第8条第2項）

※「過重な負担」は、個別の事案ごとに、**実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、費用・負担の程度、財政・財務状況**といった要素を考慮して、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**。

- 合理的配慮は、**障害の特性や具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いもの**。そのため、障害のある児童生徒やその保護者と学校・設置者等の**双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応**がなされることが必要。

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」との関係

- 行政機関（教育委員会、公立学校等）や事業者（私立学校等）には、**個々の障害者に対する合理的配慮を的確に行うための、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（基礎的環境整備）**が努力義務として課されている。
- 合理的配慮の内容は、**基礎的環境整備の状況や技術の進展、社会情勢の変化等によって変わり得るものであり、基礎的環境整備と合理的配慮の提供を両輪として進める**ことが必要。



合理的配慮の提供に当たり得る例（「差別の解消の推進に関する対応指針」（文部科学省告示）より）

- ・ 見えにくさのある児童生徒に、教科書や資料を点訳することや、拡大資料やテキストデータを事前に渡すこと
- ・ 聞こえにくさのある児童生徒に、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意すること
- ・ 肢体不自由のある児童生徒に、体育の授業の際に、ボールの大きさや走る距離を変更したり、スポーツ用車椅子の使用を許可すること
- ・ 読み・書き等に困難のある児童生徒に、読みやすい字体による資料を作成したり、試験においてICT機器の使用や筆記に代えて口頭試問で行うこと
- ・ 人前での発表が困難な児童生徒に対し、代替措置としてレポートを課すことや、自らの発表を事前に録画したものを活用すること
- ・ 入学試験や検定試験において、別室での受験や試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の資料を許可すること など

合理的配慮の提供等の状況（特別な配慮が必要な児童生徒への指導）

【令和8年度：小学校・中学校（国公立）】

- 障害者差別解消法に基づき全ての学校に義務付けられている合理的配慮の提供については、該当する児童生徒がいる場合において「十分に行った」とする回答は半分弱に留まり、また「全く行わなかった」との回答も一部に見られる状況であり、学校現場における対応には依然として課題が見られる。
- また、「該当する児童生徒がいなかった」との回答も見られるが、学校においては、合理的配慮の提供に向けて、相談体制の整備や、児童生徒・その保護者との間のプロセスに関する適切な情報提供ができているか、改めて確認することも重要。

学校では、調査対象学年の児童〔生徒〕のうち、発達障害を含む障害のある児童〔生徒〕に対する授業の中で、合理的配慮の提供として、個々の障害の状態や特性及び心身の発達の段階に応じて、本人や保護者の意向を踏まえ、次のことをどの程度行いましたか。

(1) 人的配慮の提供



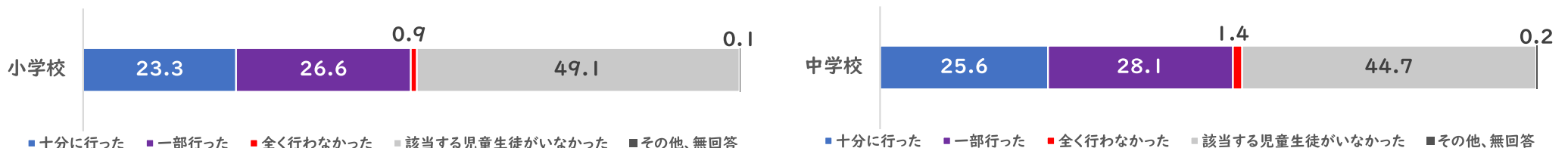
(2) 情報の収集、利用及び意思疎通への配慮



(3) ルール・慣行の柔軟な変更

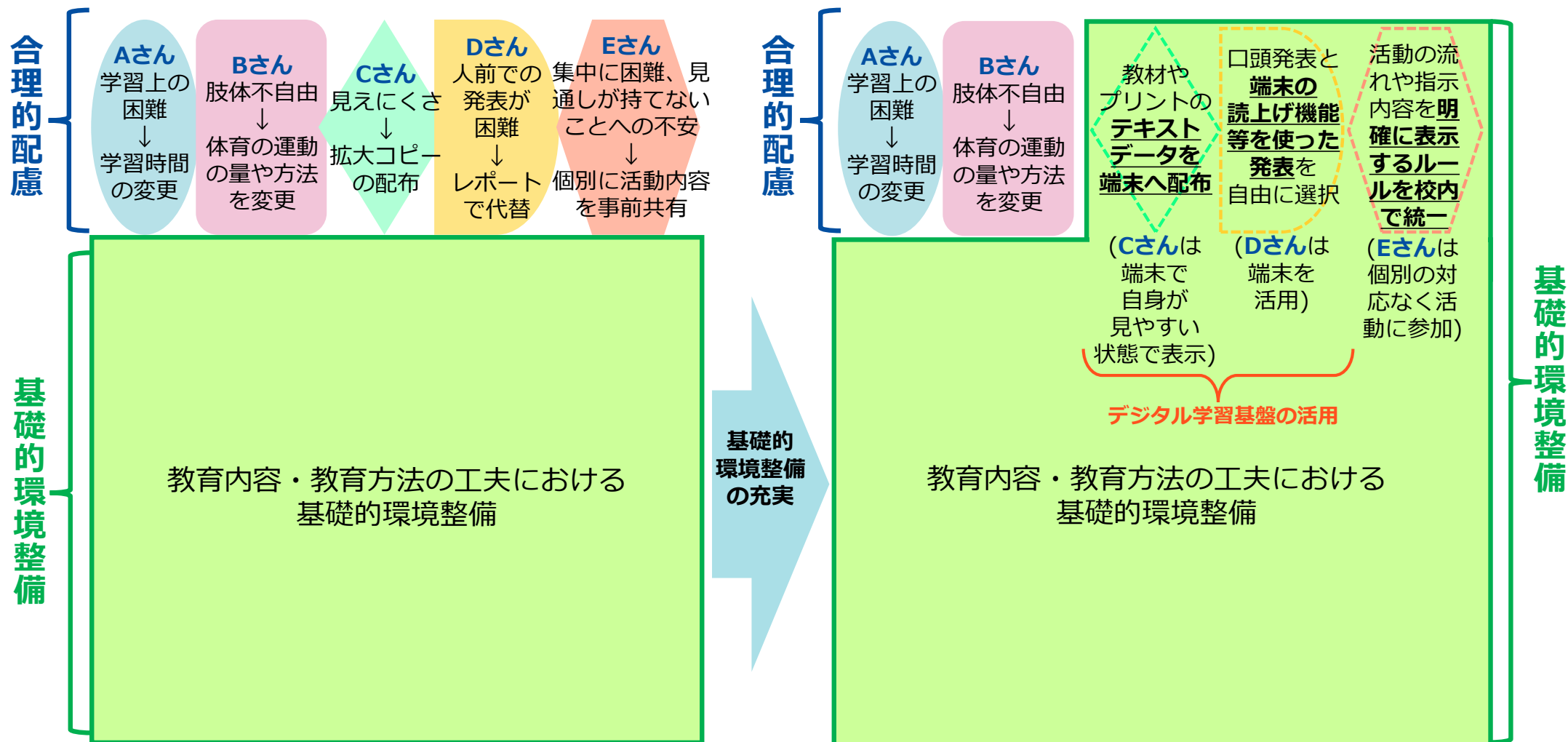


(4) 学習内容の柔軟な変更



デジタル学習基盤の活用などによる基礎的環境整備の充実と 合理的配慮の関係（イメージ）

従来、児童生徒への個別の合理的配慮として提供されてきた支援の中には、学級全体への環境整備として講じられることで、個別の対応が不要になるものがある。特に、1人1台端末等のデジタル学習基盤の活用は、全ての児童生徒にとって自分に適した学習方法の選択を可能とするものであり、合理的配慮の前提となる基礎的環境整備の充実に特に不可欠なものと考えられる。



重層的な指導・支援の考え方を踏まえた 「基礎的環境整備」「障害種ごとの配慮事項」「合理的配慮」について

重層的な指導・支援

通常の学級において、多様性・包摂性を尊重した学習者主体の授業づくり、学級・集団づくり、教室・学習環境の整備を進め、その上で、障害の状態等を踏まえた個別的な支援が必要な子供たちに対して、指導内容・指導方法の工夫に取り組むことが必要。さらに、通常の学級だけでは指導・支援が困難な子供たちに対して、通級による指導や特別支援学級における指導を実施することが必要。この「重層的な指導・支援」の実施に当たっては、様々な教育的ニーズのある子供たちに対する多様性・包摂性を尊重した学級全体での指導方法の工夫や環境設定（基礎的環境整備）が重要な土台となる。

障害種ごとの配慮事項

現行小・中・高等学校学習指導要領総則及び各教科

各教科等における指導計画の作成に当たっての配慮事項・学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うものとする

- ・困難さの状態への対応にとどまらず、**困難さの背景に目を向けた指導**とすることが必要
- ・特に、特別支援学級及び通級による指導における全国的な教育水準の保障が必要

- ・**障害種ごとに想定される困難さに応じた、指導上の基本的な留意事項**
- ・**教師による指導上の工夫**

合理的配慮

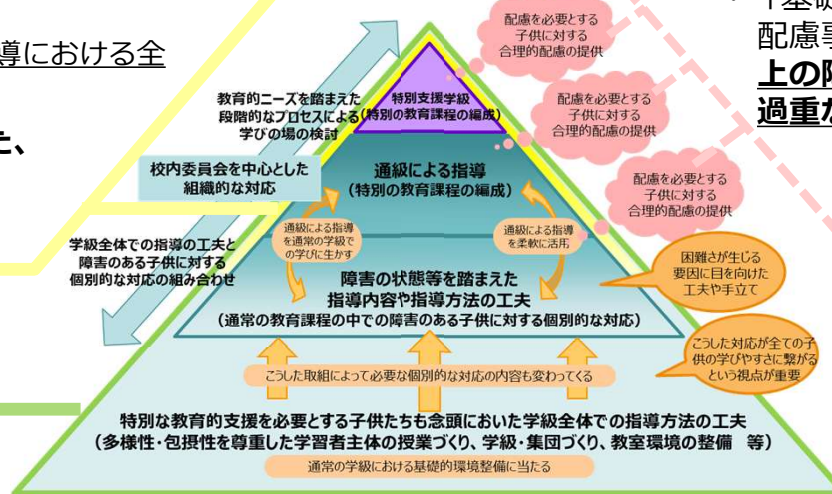
障害者差別解消法（第7条第2項、第8条第2項）

障害のある人から、**社会的障壁を取り除くために対応を必要としている**との意思を伝えられた際に、負担が過重でない範囲で対応すること。

- ・「基礎的環境整備」及び「障害による困難さに応じた配慮事項」を踏まえた上で、**なお解消されない学習上の障壁に対して、個々の障害の状態等に応じて、過重な負担のない範囲で個別に対応するもの。**
- ・本人・保護者からの意思表明を踏まえ、本人・保護者との建設的対話による合意形成を通じて実施。

基礎的環境整備

（デジタル学習基盤含む）



障害者差別解消法（第5条）

合理的配慮を的確に行うための事前の改善措置として、施設の構造の改善、設備整備、職員研修その他必要な環境の整備を行うこと。

- ・不特定多数の特別な教育的支援を必要とする子供たちを対象として事前の改善措置を行うものであり、「障害種ごとの配慮事項」や「合理的配慮」の基礎となるもの。
- ・多様性・包摂性を尊重した学習者主体の授業づくり、学級・集団づくり、教室環境の整備などを指し、**全ての学びの場で行われるものである。**

※全体に対する基礎的環境整備や障害種ごとの配慮事項に、個々の教育上の合理的配慮が内包される場合もあることを踏まえ、まずは学校・学級全体での基礎的環境整備等に取り組むことが重要。

※多様性・包摂性を尊重する観点から、障害による学習上又は生活上の困難だけでなく、特異な才能を伴う場合や日本語指導が必要な場合もあること、不登校の支援が必要な場合もあることなど、幼児児童生徒の多様な状況を踏まえることが重要である。

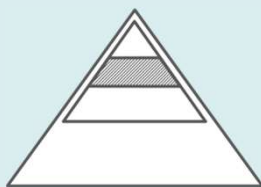
重層的な指導・支援の考え方を踏まえた 「基礎的環境整備」「障害種ごとの配慮事項」「合理的配慮」について

＜読字困難の例＞

校内委員会を中心に
学校全体で組織的に
対応を検討・実施。



重層的な指導・支援の考え方を踏まえた取組



在籍する通常の学級において、学校全体での基礎的環境整備に加え、読字に係る負担を軽減し内容理解を促すため、授業内容のプリントをクラウド上で共有し、必要に応じて音声読み上げ機能を活用できるよう指導。

そのうえで、Aさんの読字の困難さに係る指導・支援が通常の学級だけでは困難であったため、Aさんの教育的ニーズや本人・保護者の意向等を総合的に勘案し、通級による指導を利用している。

障害種ごとの配慮事項を踏まえた通級による指導 における指導上の工夫



通級による指導では、音韻認識に弱さがあるAさんに対して、説明したり、問いかけしたりする際に、聞き取りやすいリズムで声掛けをしたり、文字情報を分かち書きで提示したりする等の配慮を実施。

※通級による自立活動の指導を通常の学級における各教科等での指導上の工夫や手立てに生かすことが重要。



Aさん
(通常の学級在籍)

合理的配慮の提供の状況



Aさんより、問題文を読むのに時間がかかってしまうため、定期試験において、問題文へのルビ振り及び試験時間の延長をしてほしいとの申し出があり、別室で個別に対応。

基礎的環境整備（デジタル学習基盤含む）の状況



文字情報に依存しない視覚的支援とするため、学校全体で、案内表示へのピクトグラムの使用や、係・当番の作業の流れを絵や図で示すことを統一的に実施。また、授業づくりにおいては、読字に係る負担を軽減するため、1行の情報量を少なくしたり、重要な用語に色分けや下線を引いたりするなどの読みやすい板書を全ての学級で行う情報提示の工夫として位置づけ、実施。さらに、校内研修を通じて、手順等の動画・図式化や画面表示の拡大・色調整、音声読み上げ機能の活用等について、その目的や方法を周知。

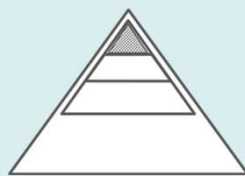
重層的な指導・支援の考え方を踏まえた 「基礎的環境整備」「障害種ごとの配慮事項」「合理的配慮」について

＜難聴の例＞

校内委員会を中心に
学校全体で組織的に
対応を検討・実施。



重層的な指導・支援の考え方を踏まえた取組



Bさんの聞こえの困難に係る指導・支援が、通常の学級や通級による指導の利用だけでは困難であったため、Bさんの教育的ニーズや本人・保護者の意向等を総合的に勘案し、特別支援学級に在籍している。

学校全体での活動時や交流及び共同学習の実施時には、難聴特別支援学級における取組に倣い、障害のない子供と共に学ぶ機会を保障している。

障害種ごとの配慮事項を踏まえた難聴特別支援学級 における指導上の工夫



学級の生徒3名に対して、学習に必要な背景知識を視覚教材等で補ったり、授業中の音声を文字変換して提示したりするなど、内容理解が深まるように指導。また、視覚化が困難な抽象的な内容は理解しにくい傾向が見られるため、既有知識や経験等と関連付けながら、生徒が自らの言葉で説明する活動を意図的に取り入れて指導。

※個々の自立活動の指導との関連を図りながら、各教科等での指導上の工夫や手立てを検討することが重要。



Bさん
(難聴特別支援学級在籍)

合理的配慮の提供の状況



Bさんより、授業時間内では十分に確認できないことがあるので、授業の振り返り場面の文字起こしの記録を見直したいとの申し出があり、当該場面の文字変換のデータを授業後に個別に提示して担当教師と共に確認。

基礎的環境整備（デジタル学習基盤含む）の状況



内容理解を促すように、難聴特別支援学級では、授業内容のプリントをクラウド上で事前配布。交流及び共同学習では、授業のめあてや流れ、時間配分などを視覚的に明示するなど指導方法の工夫を学校全体で統一的に実施。また、聴き取りやすさにつながるように、椅子や机の脚にカバーを付けて騒音を低減するほか、聴き取りやすい話し方について校内研修で共有し全ての学級で実践。

合理的配慮の提供と特別支援教育に関する校内支援体制の充実について

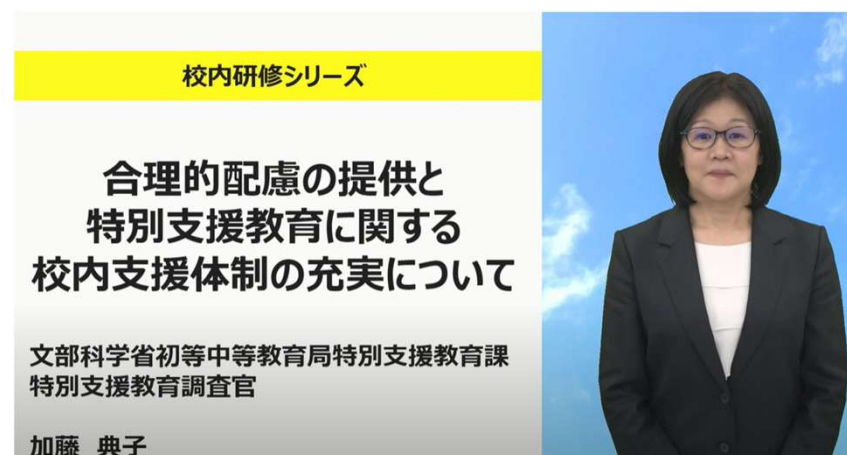
- 特別支援教育を受ける児童生徒の増加の現状を踏まえ、更なる特別支援教育の推進を目指すことが求められています。加えて、令和6年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が改正され、全ての学校に合理的配慮の提供が義務付けられました。
- 文部科学省としては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を作成・公表するとともに、教職員支援機構と連携し、小・中学校等の教職員を主な対象として、共生社会の実現に向けて、合理的配慮の提供と特別支援教育に関する校内支援体制の充実について、基本的な考え方等をまとめた研修動画を公表しています。

文部科学省所管事業分野における 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

第1 趣旨
第2 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
第3 関係事業者における相談体制の整備
第4 関係事業者における研修・啓発、障害を理由とする差別の解消の推進に資する仕組みの整備
第5 文部科学省所管事業分野に係る相談窓口
(別紙1) 障害を理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮等の例
(別紙2) 分野別の留意点



教職員支援機構 校内研修シリーズ



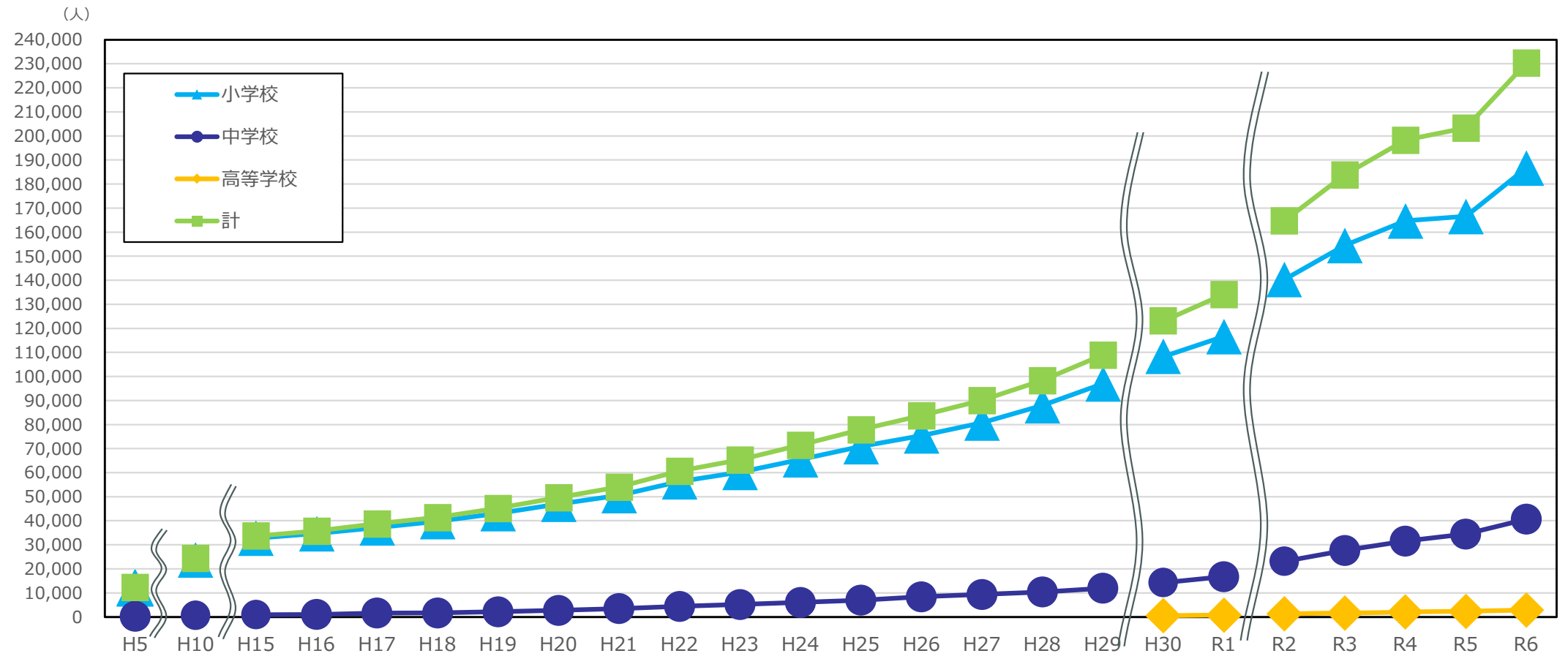
独立行政法人教職員支援機構



3－3．通級による指導の充実について

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（学校種別・国公立立計）

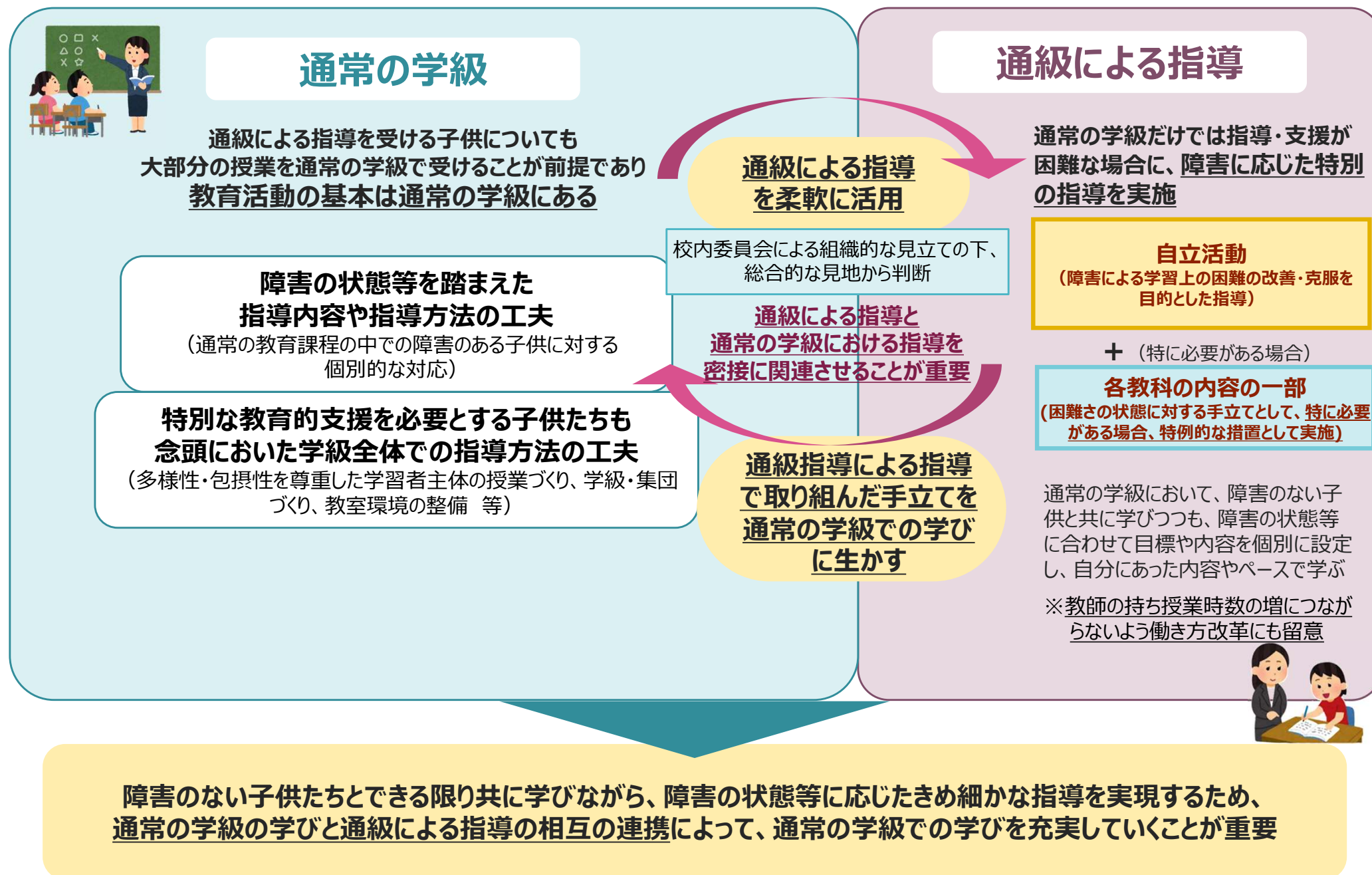
○ 通級による指導を受けている児童生徒数は全国で230,405人（前年度比+27,029人）。
（小学校・中学校・高等学校に在籍する児童生徒数に占める割合は1.9%（前年度：1.7%））



	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	11,963	23,629	32,722	34,717	37,134	39,764	43,078	46,956	50,569	56,254	60,164	65,456	70,924	75,364	80,768	87,928	96,996	108,306	116,633	140,255	154,559	164,735	166,556	186,758
中学校	296	713	930	1,040	1,604	1,684	2,162	2,729	3,452	4,383	5,196	6,063	6,958	8,386	9,337	10,383	11,950	14,281	16,765	23,142	27,649	31,553	34,449	40,717
高等学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	508	787	1,300	1,671	2,055	2,371	2,930
計	12,259	24,342	33,652	35,757	38,738	41,448	45,240	49,685	54,021	60,637	65,360	71,519	77,882	83,750	90,105	98,311	108,946	123,095	134,185	164,697	183,879	198,343	203,376	230,405

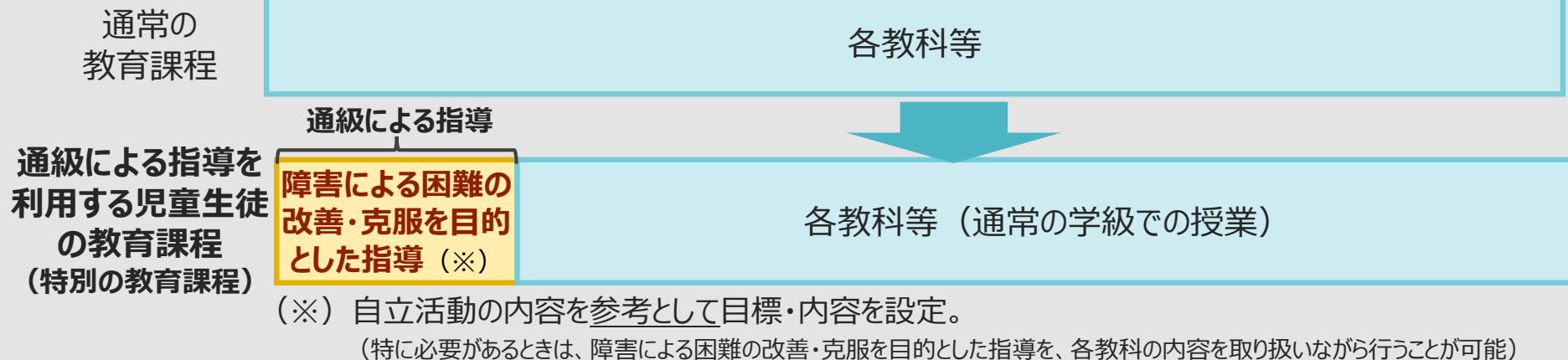
※R2～R6の数字は3月31日時点。R1以前は各年度5月1日時点。
※有効回答を対象として集計・分析。
※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。
※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。
※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

通常の学級の学びと通級による指導の連携（イメージ）

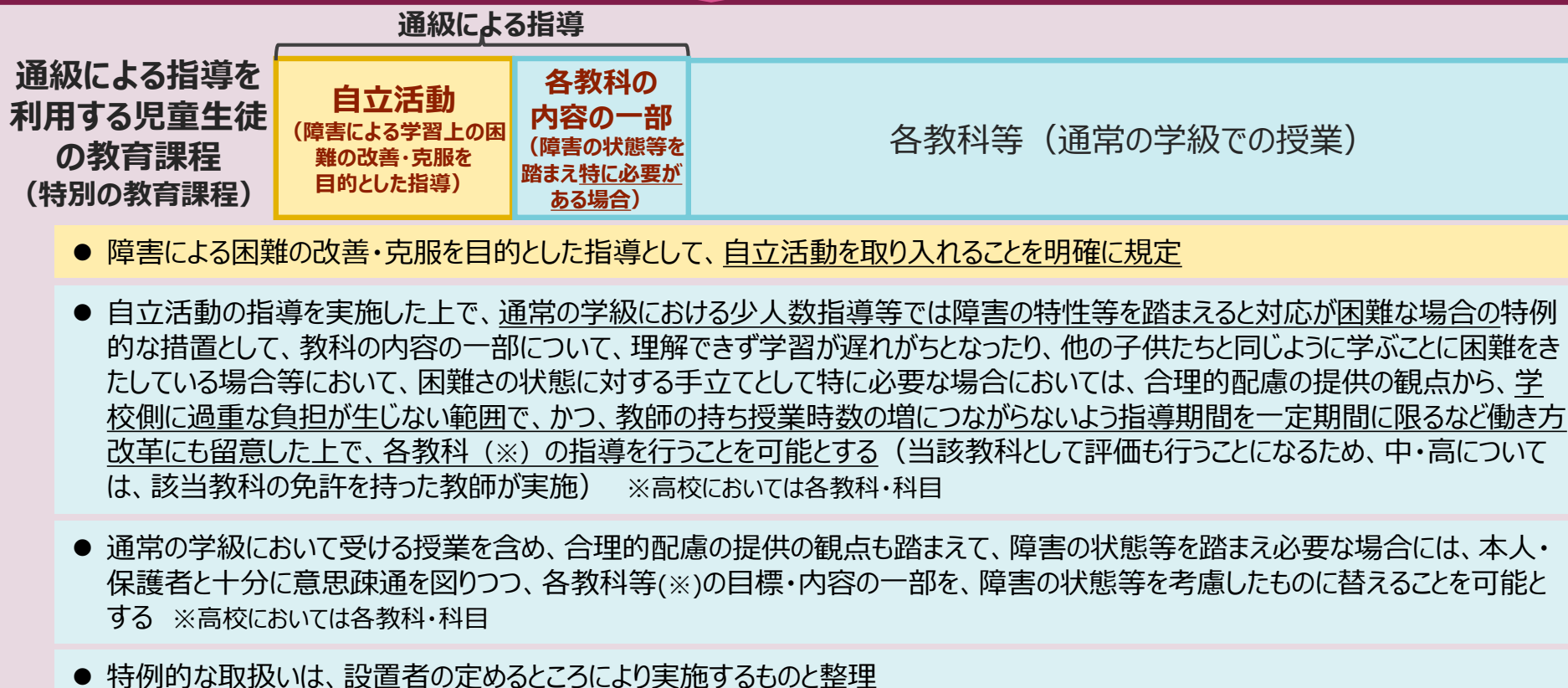


通級による指導を受ける場合の教育課程の特例的な取扱いの見直し（イメージ）

現行制度

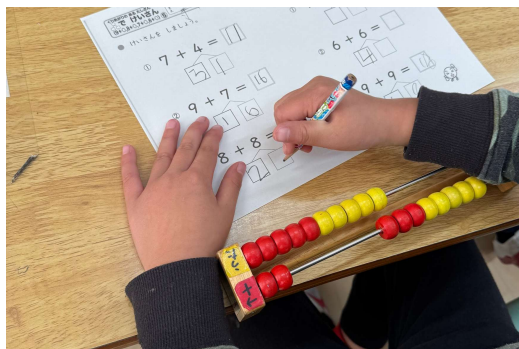


検討の方向性



通級による指導を生かした通常の学級における支援の充実例

通級による指導において、子供の困難さに対する手立てを提案して取り組み、通級による指導の担当教員と学級担任の連携によって、**通級による指導で取り組んだ手立てを通常の学級での学習に生かしていく校内体制を構築。**



数の概念理解が苦手



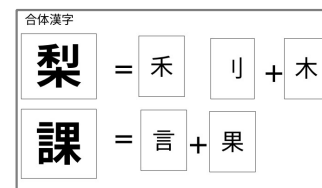
20玉そろばんを活用し、数を正確に捉え、たし算・ひき算の概念を理解する



文章のどこを読めばいいか把握が難しい



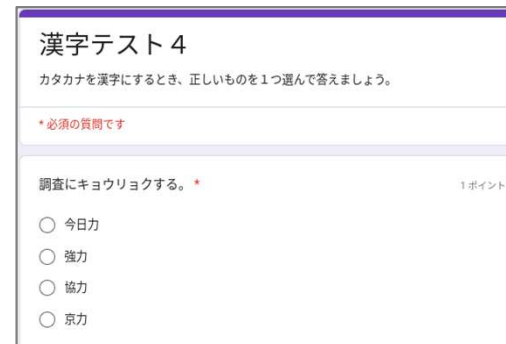
リーディングルーラーで読む部分を限定する



漢字を形として捉える傾向があり、新出漢字を覚えることが難しい



新出漢字を部首やつくりに分けて考えるように支援し、書き取りだけではなく選択問題も導入



(事例提供：高知県香美市)

通級による指導の仕組み

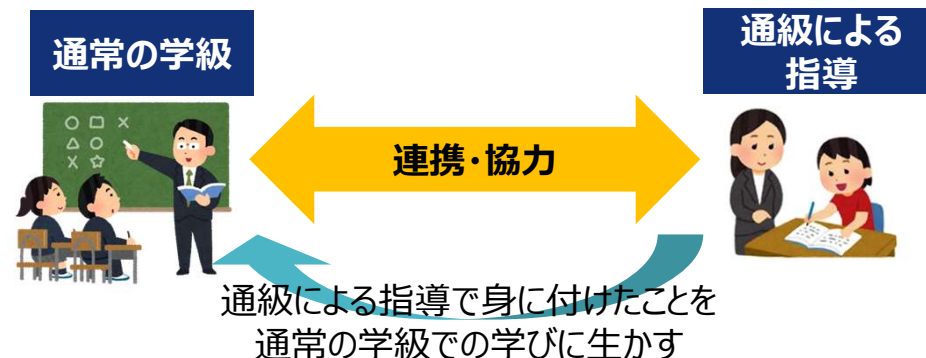
通常の学級に在籍し、大部分の授業を通常の学級で受けながら一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施

【通級による指導に係る教職員定数の改善】

公立小・中学校における基礎定数化
(H29年度からの10年間で児童生徒13人に教員1人)

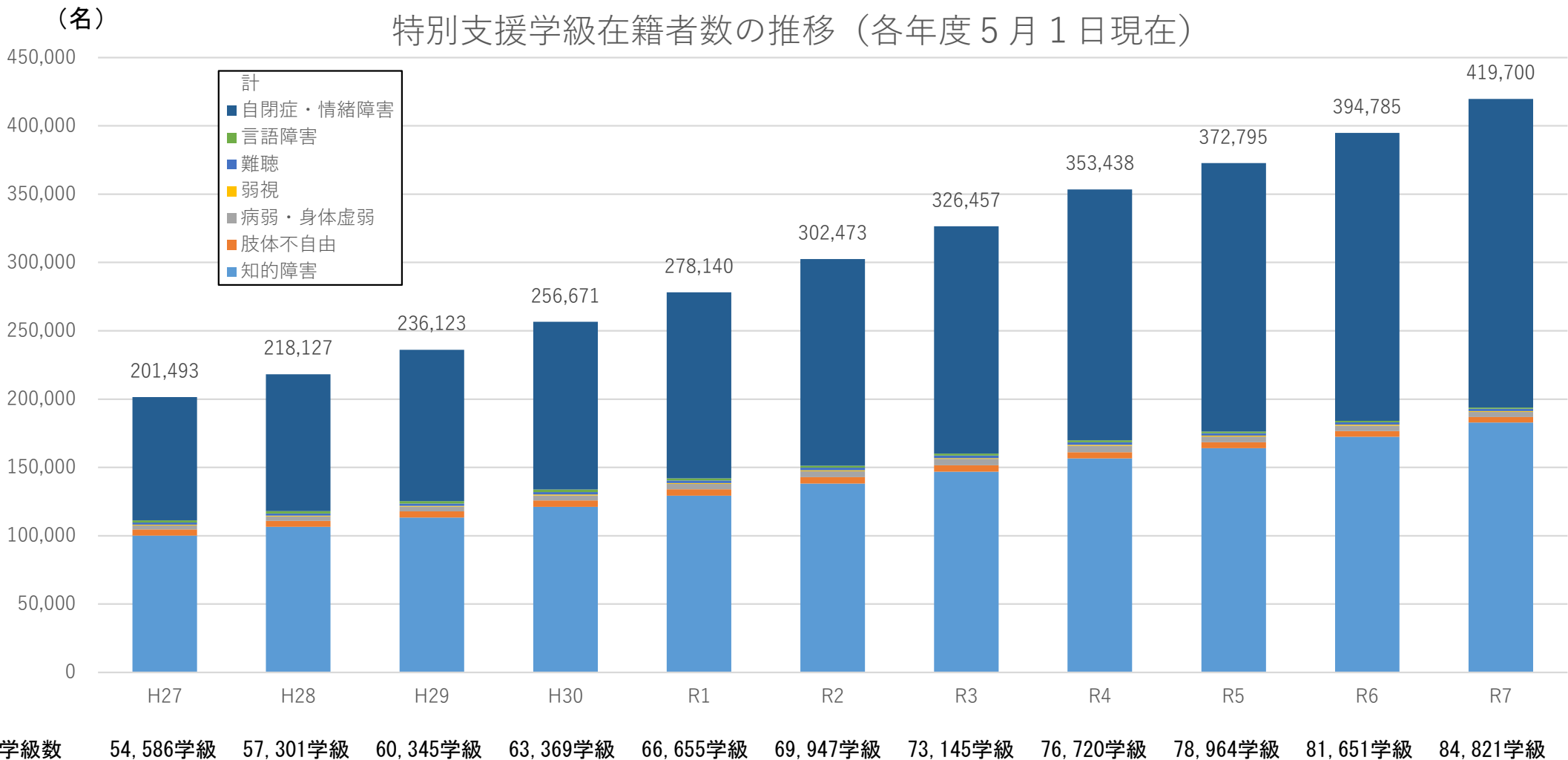
【通級による指導を受ける児童生徒数】

令和5年度実績 約20万3千人(小・中・高合計)



3－4．特別支援学級の質の確保について

特別支援学級の児童生徒数・学級数



【令和7年度の状況】

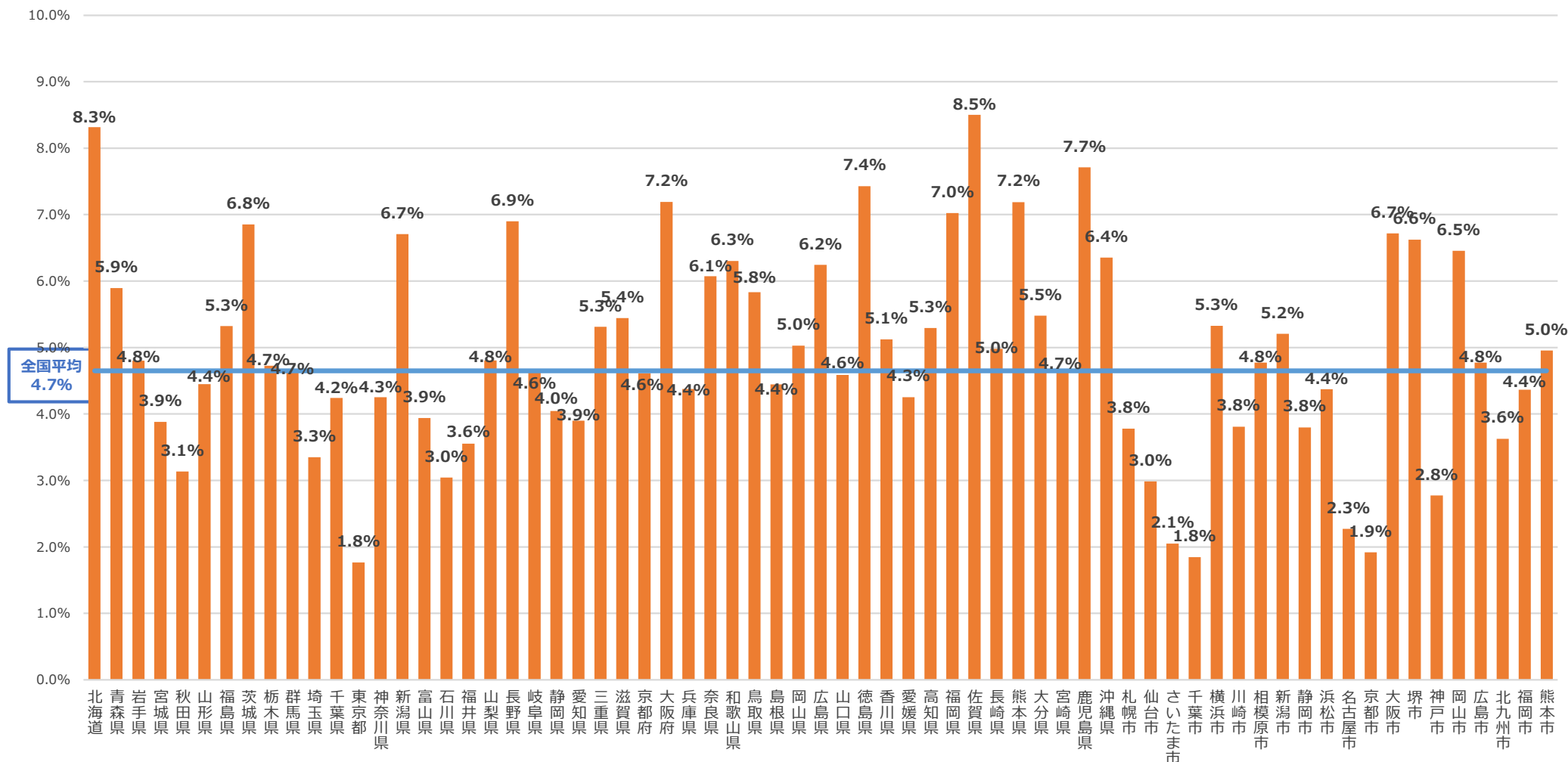
	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害
学級数	35,573	2,980	2,737	504	1,303	514	41,210
在籍者数	182,885	4,056	3,727	559	1,777	840	225,856

(出典)学校基本調査

小・中学校等における特別支援学級在籍者の割合

- 令和7年度に小・中学校等の児童生徒数に特別支援学級在籍者が占める割合は、全国平均で4.7%となっている。一方、その割合には自治体間で大きな開きが見られる。

小・中学校等の児童生徒数に特別支援学級在籍者が占める割合

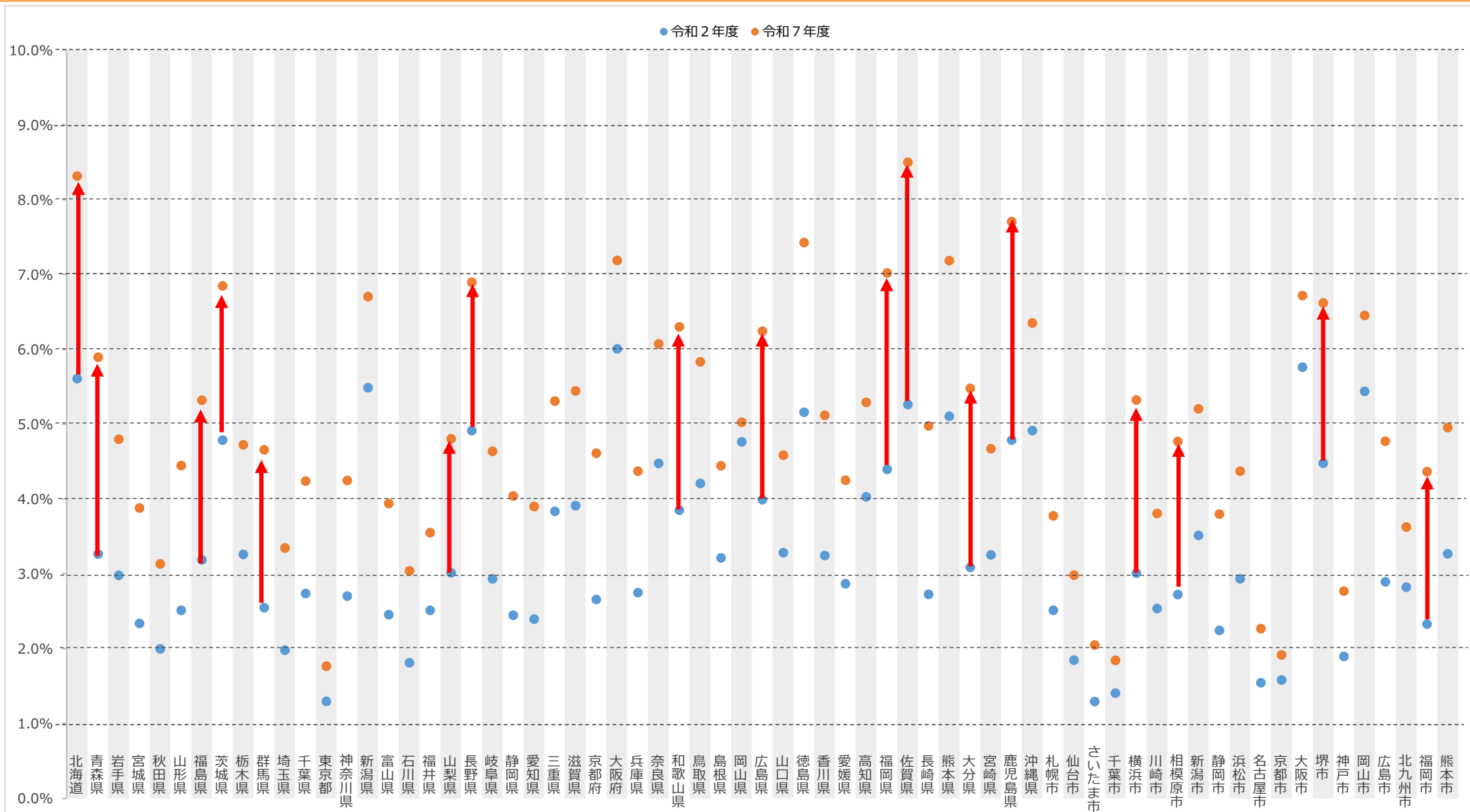


(注) 小・中学校等には義務教育学校及び中等教育学校前期課程も含む。

(出典) 令和7年度学校基本調査

小・中学校等における特別支援学級在籍者の割合の推移

○小・中学校等の児童生徒数に特別支援学級在籍者が占める割合が全国的に急増している（R2：平均3.2%→R7：平均4.7%）。地域によって増加が著しい自治体もあり、最も伸び率の大きい自治体では3.2%ポイントの増となっている。

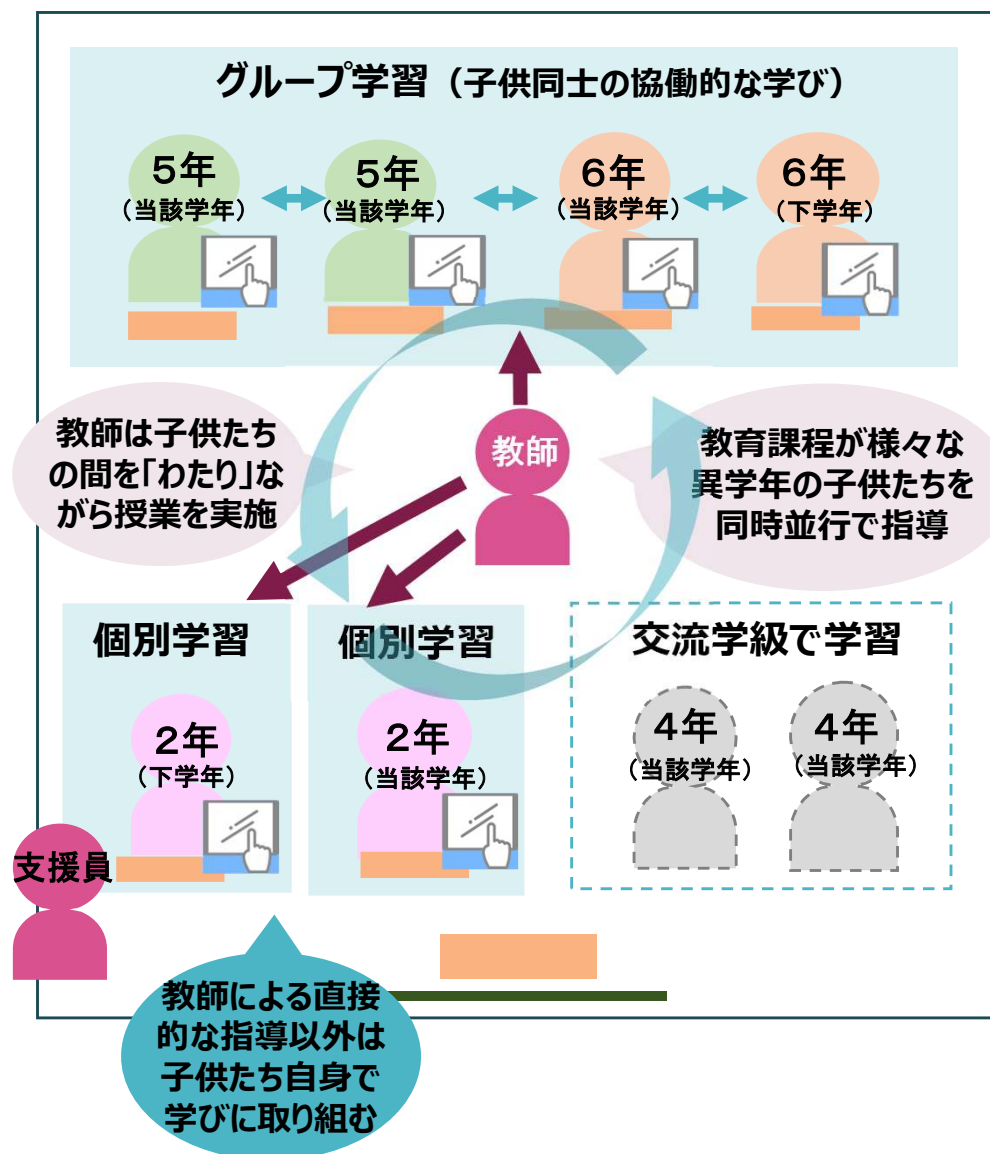


(注) 小・中学校等には義務教育学校及び中等教育学校前期課程も含む。

(出典) 令和7年度学校基本調査

特別支援学級において期待される授業における学びのイメージ（一例）

- これまでの特別支援学級における優れた実践を踏まえ作成したものであり、改訂と並行して優れた取組の普及を推進



※子供たちの学習形態は授業や活動場面に応じて変わりうるものである。
また、上記のイメージの図は一例であり、例えば、異学年の子供たちが同一の題材を取り扱い学びを進めるような場面も考えられる

個に応じた指導

教師による直接的な指導と、子供たち自身の学びの適切な組み合わせ

教師は様々な学習形態の子供たちに対して、配慮や手立てを講じつつ、子供たちへの直接的な指導と子供たち自身での学びの時間を組み合わせながら授業を組立て

学びの在り方

デジタル学習基盤を活用して子供自身が学びを調整

子供たち自身での学びの場面では、デジタル学習基盤を活用することで、障害の状態等や一人一人の学習の状況を踏まえた学習内容や教材、学習活動や学習課題を提供することで、子供自身が自らに適した学びとなるように調整

集団との関係

特別支援学級内外の子供たちとの協働的な学びの実現

同じ特別支援学級の子供同士での協働的な学びを進めるとともに、通常の学級の子供たちとの交流を通じた協働的な学びも進め、周囲の子供たちと共に育つ中での成長

配慮や支援の在り方

自立活動での指導を生かした配慮や手立ての実施、合理的配慮の提供

自立活動の時間の指導を生かした配慮や手立てを各教科等の授業の中でも講じるとともに、本人・保護者の意向を踏まえ必要な時には、学校側は過重な負担のない範囲での合理的配慮の提供を実施

学級経営と組織的対応

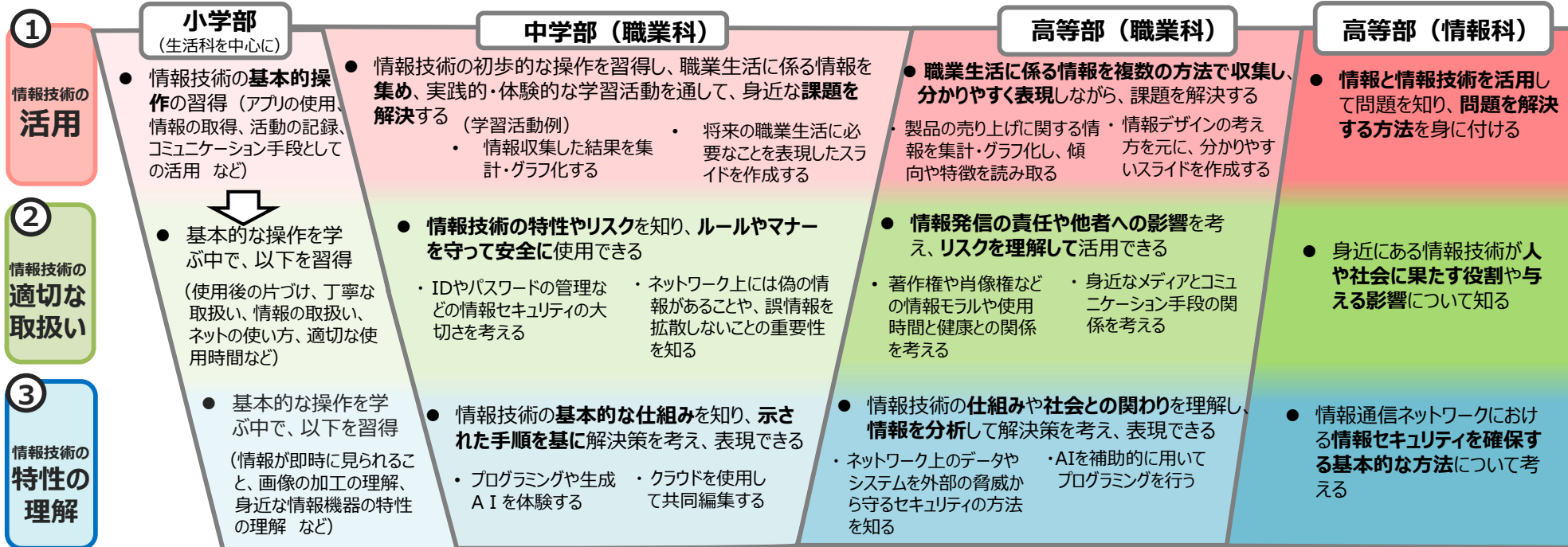
学級経営の視点と組織的なアプローチ。

障害のある子供たちの心理的安全性を確保する場としての特別支援学級における学級経営の展開。学校全体での組織的なアプローチのための校内委員会による組織的な対応を行うとともに、各教科等の個別の指導計画について記載の重複感を解消し、子供に向き合う時間を確保

3－5．知的障害のある子供たちに対する 教育課程について

学びの連続性や発達の段階及び知的障害の学習上の特性を踏まえた知的障害特別支援学校における学習活動のイメージ

知的障害特別支援学校



※上記は論点整理の考え方を資質・能力の観点から再整理。なお、学習活動の例は網羅的に示したものではないことに留意

体系化整理に向けた観点

小学部

小学部では、初めて情報技術や課題の解決を目指した学習に取り組む段階であり、知的障害の子供の学びの特性や発達の段階等を踏まえても、身近で分かりやすい生活に根差した課題の解決を目指した学習の過程を通して一体的に育成することが効果的。

（ゆえに生活科を中心に各教科等で扱う）

中学部・高等部

中学部では小学部段階、高等部では中学部段階で育成されたそれぞれの情報活用能力を基盤として、情報技術の適切な取扱いや特性の理解を知的障害の子供の学びの特性等を踏まえつつ、職業科での実践的・体験的な学習活動を通して一体的に育成することが効果的。特に、高等部においては、より専門的・体系的に高められるようにしていくことが必要。

（ゆえに、中学部・高等部の6年間を通じ職業科や情報科で学ぶ）

小・中、高等部での「①活用、②適切な取扱い、③特性の理解」の枠組みを前提に、知的障害の子供たちの学びの特性や発達の段階等を考慮した上で、**情報活用能力の体系的な整理を踏まえ、生活科（小）、職業科（中・高）、情報科（高）における体系として構造化する**

※ 情報活用能力の三つの構成要素は、再構造化後も、各教科の学習内容を支える基盤的観点として位置付ける

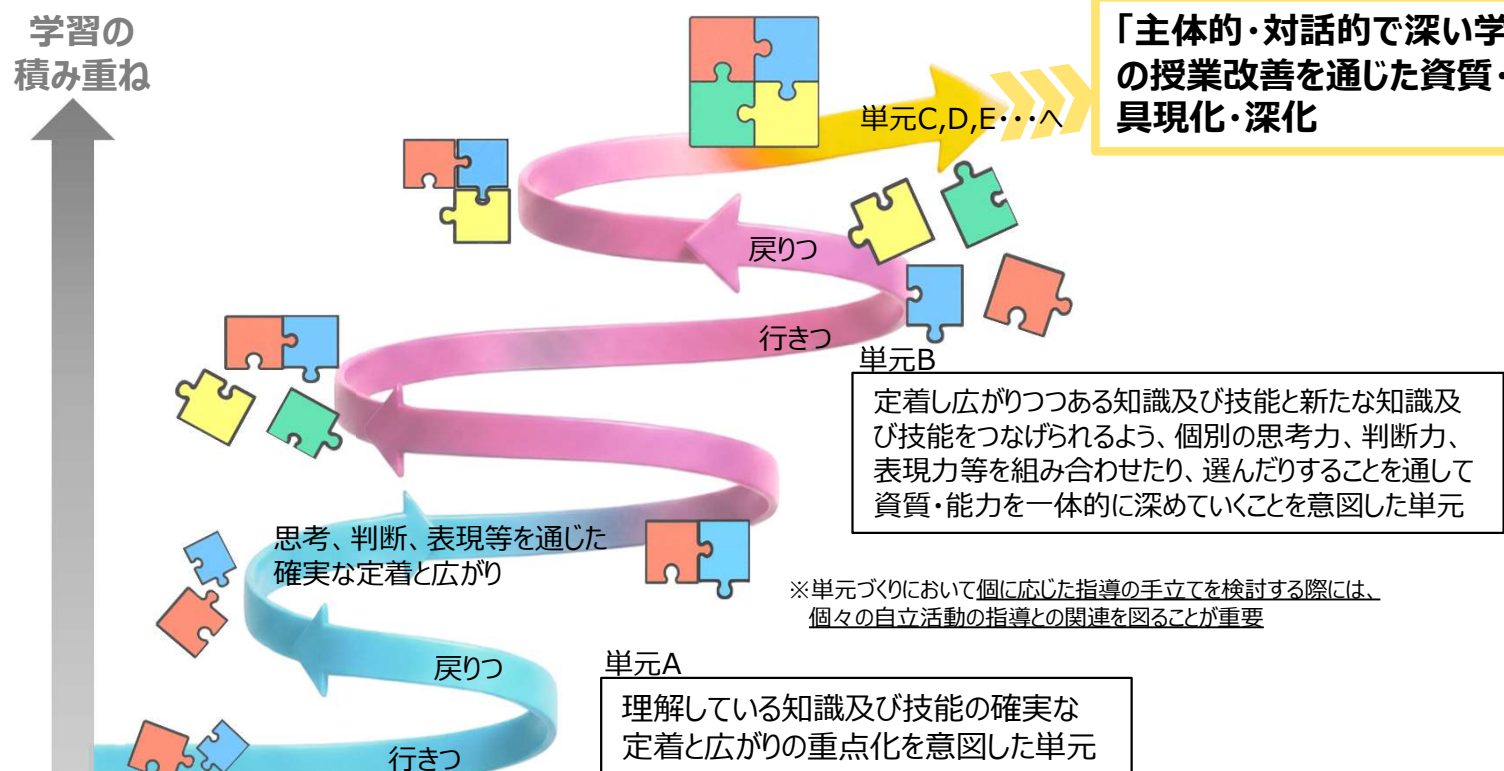
※ 3構成要素の整理は、従来の「情報活用能力の3観点8要素」の系譜でアップデートされたものであり、引き続きこの整理に基づくことの妥当性があることを前提に検討を進める

知的障害のある子供の学びの特性や発達段階等を踏まえた単元づくり

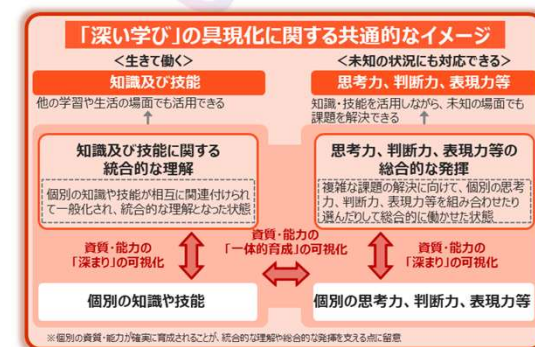
継続的・長期的かつ、らせん状に深めていくという展望（イメージ）

学習によって身に付けた資質・能力が断片的になりやすく、他の学習や生活の場面で活用しにくいことや定着しにくいという学びの特性を踏まえ、**単元での学びを次の単元での学びにつなげられるよう統合的な理解、総合的な発揮の状態を確認しながら、行きつ戻りつを繰り返す継続的・長期的かつ、らせん状に深めていくという展望を描いた多様な単元づくりがこれまで以上に重要。**

学習の
積み重ね



継続的・長期的かつ、
らせん状に深めていく単元づくり



個々の児童生徒が断片的に理解している知識及び技能や限定的に活用している思考力・判断力・表現力等を把握し、それらを踏まえて、課題解決に向けた学習過程による資質・能力の深まりと一体的育成を図ることを重視。

※個々の児童生徒の学びについては、自立活動の指導との関連を図ることが重要。

各教科等における
・知識及び技能に関する統合的な理解
・思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮

資質・能力の
深まりと一体的育成

知的障害の各教科等

(小学部) 生活科、国語科、算数科、音楽科、図画工作科、体育科、道徳科、外国語活動、特別活動

(中学部) 国語科、社会科、数学科、理科、音楽科、美術科、保健体育科、職業科、家庭科、外国語科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動

高次の資質・能力の設定の趣旨や授業改善に向けたねらい【独自】 (知的障害 小学部 生活科)

領域	学校・家庭での基本的な生活習慣 (仮)	社会での人とかかわり (仮)	社会や地域でのくらし (仮)	身近な自然やものはたらき (仮)
高次の資質・能力	よりよい毎日の生活を送る上で必要となることを①<u>考えて行動する中で、②衛生的で安全な規則正しい生活習慣を確立する力</u>を身に付けることにより、 ③<u>健康で自立した生活</u>を送ることができる。	身近な人や社会と関わる上で必要となることを①<u>考えて行動する中で、②社会で他者と円滑に関わる力</u>を身に付けることにより、 ③<u>人や社会とのつながりをもった生活</u>を送ることができる。	社会や地域で暮らす上で必要となることを①<u>考えて行動したり表現したりする中で、②きまりを守って社会資源を適切に利用する力</u>を身に付けることにより、 ③<u>秩序を保った共同的な生活</u>を送ることができる。	物事を論理的に①<u>考えたり、分かったことを表現したりする中で、②関心をもった事象に自ら働きかける力</u>を身に付けることにより、 ③<u>探究的な学びにつながる生活</u>を送ることができる。

① 生活科の学習では、具体的な活動や体験を通して、自ら考え、判断し、表現をしていく中で、知識や技能を身に付けられるようにすることが重要である。

そのため、児童が、**实际的な行動を伴って学べる場を適切に設定しながら、継続的・長期的かつ、らせん状に学びが深まっていく展望を描いた単元づくりや授業改善**を促す。

② 各領域の内容には様々な事項が示されているが、ここでは、**それらの事項の学習を通して実生活上での発揮が期待される、領域固有の力**を示している。

「清潔」「身なり」「身の回りの整理」など、それぞれの事項そのものの習得を一義的な目的とするのではなく、**各事項を関連付けながら衛生的な生活習慣を確立し、生活に生きる力を身に付けることができる単元づくりや授業改善**を促す。

③ 生活科の目標は、「自立した豊かな生活を送ること」である。

ここでは、「健康で自立した生活」のように、それぞれの**領域固有の「豊かな生活」の在り方**を示しており、各領域の資質・能力を身に付けることで、もって「**自立した豊かな生活**」につながる単元づくりや授業改善を促す。

※生活科の各内容は、それぞれの関連性を踏まえ、基本的な生活習慣や安全などの基本的な生活習慣に関する内容、遊びや人とかかわりなどの生活や家庭に関する内容、中学部の社会科につながる社会のきまりや仕組みに関する内容、中学部の理科につながる自然事象に関する内容の大きく4つで整理し、単元づくりをしやすくしている。高次の資質・能力はこの整理に基づいた4つの領域ごとに設定している。

高次の資質・能力の設定の趣旨や授業改善に向けたねらい【並列】 (知的障害 中学部・高等部 職業科)

一般的な職業に関する知識・技能の習得や特定の職業について考えることにとどまらず、それらを自分自身と職業及び社会との関係から捉えた上で働くこと（勤労）について考えることで、**生徒が自らの卒業後の生活を見据えることのできる単元づくりや授業改善を促す。**

情報機器・情報技術に関する指導を、職業に関する作業や実習において实际的に指導し、卒業後の充実した社会生活や職業生活に結び付け、活用する力を育む単元づくりや授業改善を促す。

「A 職業生活」「B 情報機器・情報技術の活用（仮）」での知識や技能と、実習を通じて学習したことを関連させ、自己の社会生活・職業生活との関係から捉え直すことで、課題の解決や生活を工夫しようとする力を育む単元づくりや授業改善を促す。

高次の資質・能力	A 職業生活		B 情報機器・情報技術の活用（仮）		C 産業現場等における実習	
	知識及び技能に関する統合的な理解	思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮	知識及び技能に関する統合的な理解	思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮	知識及び技能に関する統合的な理解	思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮
	働くことの意義や働くために必要な知識・技能についての理解を深め、 自己実現を図ったり社会の一員としての役割を果たしたりするために必要な力 を身に付けることにより、将来のよりよい職業生活につなげていけることを理解する。	よりよい職業生活を送るために、実際の場面において必要となる事柄を考えるとともに、 自分の長所や課題との関係から、工夫したり改善したりする ことができる。	情報機器・技術の効果的な活用の仕方や、適切な取扱い、特性の理解について、 将来の自立と社会参加につながる力として、理解する 。	情報機器・技術の活用を通して情報を集めたり整理したりして、自分の思いや考えを表すことにより、 将来の生活と結び付けた情報機器・技術の活用についての自分の課題を解決する ことができる。	実践的な知識や技能に触れることを通して学習したことを、 自分の希望する職業や進路と関係付ける力 を身に付けることにより、自分の将来の職業や進路につなげていけることを理解する。	働く人と直接関わった経験を通して、 自分の成長や自己の進路について考えたり、考えを表したりする力 を身に付けることにより、自分の進路についての課題を解決することができる。

※職業科の内容は、「A 職業生活」「B 情報機器・情報技術の活用（仮）」「C 産業現場等における実習」の3つの領域で整理しており、高次の資質・能力はこの3つの領域ごとに設定している。

特別支援学校高等部の教育について（次期学習指導要領における充実の方向性）

義務教育段階で特別支援教育を受ける児童生徒の増加等により、学齢期の児童生徒数全体は減少する中でも、特別支援学校高等部の在学者数は直近10年間で若干の増加。それに伴い、高等部を置く学校数も増加。

【高等部の在学者数（本科及び専攻科）】H27年度：66,462人 → R7年度：67,384人（+922人）

【高等部を置く学校数（本校及び分校）】H27年度：963校 → R7年度：1,046校（+83校）

産業構造や社会システムの変化、デジタル技術の飛躍的な進展の中、進路決定等に資する専門的な教育を含む特色ある取組を積極的に進める学校がある一方、こうした取組が十分でなく、生徒の能力・適性等に応じた学びの実現に課題がある学校も見られる。障害者の自立と社会参加に向けては、本人が自らの働き方を考えることを支援し、本人の希望を重視しながら選択の機会を提供するため、改正障害者総合支援法に基づく「就労選択支援」が令和7年10月より開始されている。これからの高等部には、生徒の卒業後の姿を見据え、その意思決定に資する教育活動を展開することが広く求められる。

【次期学習指導要領の方向性】

➤ 特色・魅力ある教育活動の展開

- 高等学校で策定されているスクール・ポリシーに倣い、高等部においても、自校の役割を明確化するとともに、障害の状態等を踏まえつつ、特色・魅力ある教育活動の展開を図るためのスクール・ポリシーの取入れを進める。

➤ キャリア教育・職業教育の一層の推進

- 高等部において、生徒が社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けられるよう、教育課程の改善・充実のため以下の方向性を提示。
 - ・ キャリア教育を教育活動全体を通じて行うこと
 - ・ キャリア教育及び職業教育を進める上で、産業界や高等教育機関、福祉や労働等の関係機関、地域の関係団体など、多様な関係者との協働を更に推進すること
 - ・ 地域社会や企業等と連携した実践的な職業教育を一層重視すること

（関連施策）

- 特別支援学校における就労を見据えた農福連携の取組に係る調査研究（R7文部科学省予算：0.2億円の内数）
- 特別支援学校における「キャリア・パスポート」の作成・活用に関する研究（R6-7国立特別支援教育総合研究所研究課題）
- 就労選択支援の活用促進に向けた周知等（R7厚生労働省・文部科学省連名通知）

✓ 校内に備えた模擬施設の活用による実践的な職業教育

（例：自動車点検）



（例：塩ビパイプ加工の実習）



✓ 文部科学省実践研究における農福連携の取組

（農作業に係る技術指導）



（推進研修会）



3－6．自立活動の充実に向けた 方策について

「自立活動」について

教育課程上の位置付け

- ・ 特別支援学校の教育課程は、小学校、中学校、高等学校等の各教科等と「自立活動」によって編成（知的障害の特別支援学校においては知的障害の各教科等と自立活動）。
- ・ 自立活動の指導は、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行う。
- ・ 自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定める。
- ・ 特別支援学級では特別支援学校学習指導要領に示す自立活動を取り入れること、通級による指導では自立活動の内容を参考として指導を行うことを小学校・中学校学習指導要領に規定

自立活動の目標・内容（特別支援学校学習指導要領より）

【目標】

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

【内容】

- | | | |
|---------|----------|-------------|
| 1.健康の保持 | 2.心理的な安定 | 3.人間関係の形成 |
| 4.環境の把握 | 5.身体の動き | 6.コミュニケーション |

【個別の指導計画の作成】

自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第2に示す内容の中からそれぞれに必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。

自立活動の変遷

障害の捉え方の変化とともに、自立活動の指導について見直しを行ってきた。

平成元年学習指導要領

【養護・訓練】：「障害の状態を改善し、又は克服する」

平成11年学習指導要領

【自立活動】：「障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服する」

平成21年・29年学習指導要領

【自立活動】：「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」

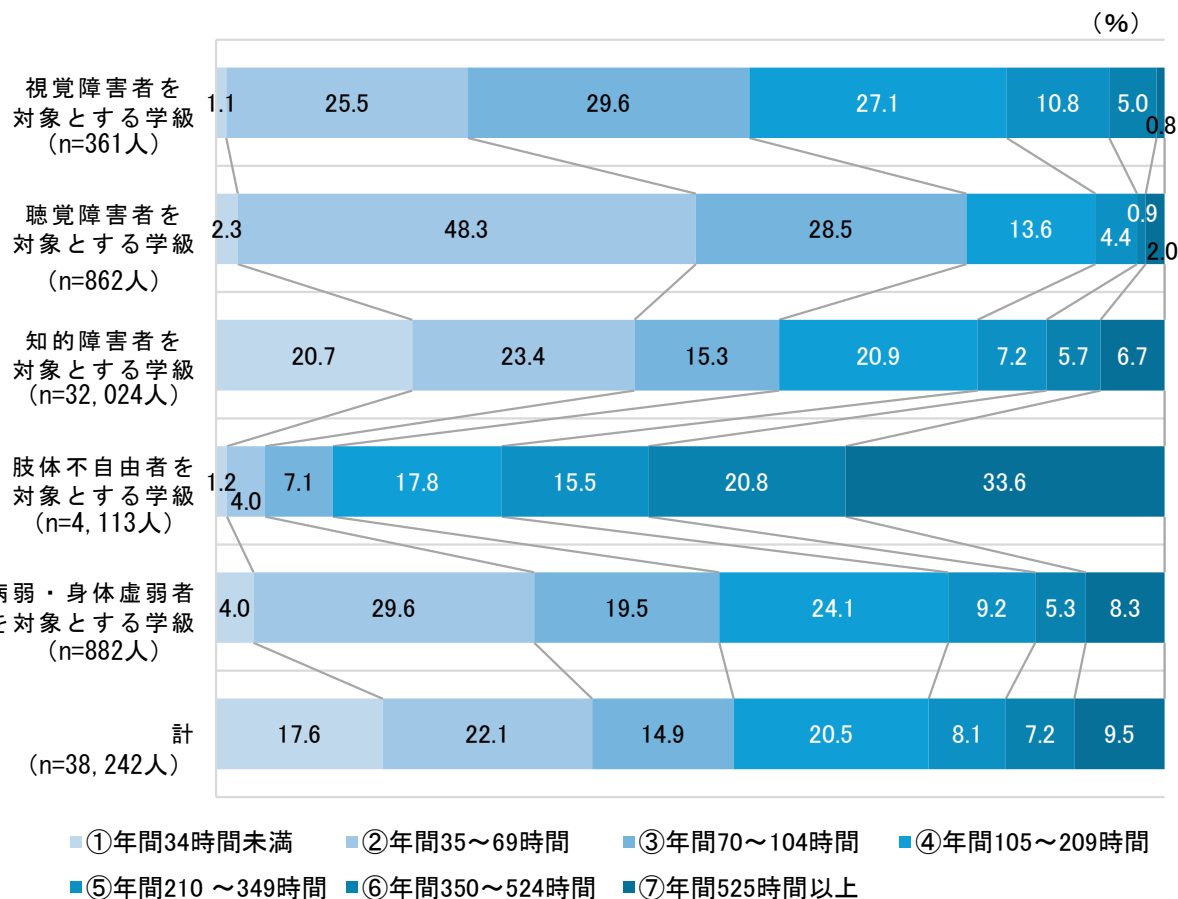
現行学習指導要領における自立活動の内容（6区分27項目）

区分	項目
1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。 (5) 健康状態の維持・改善に関する事。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

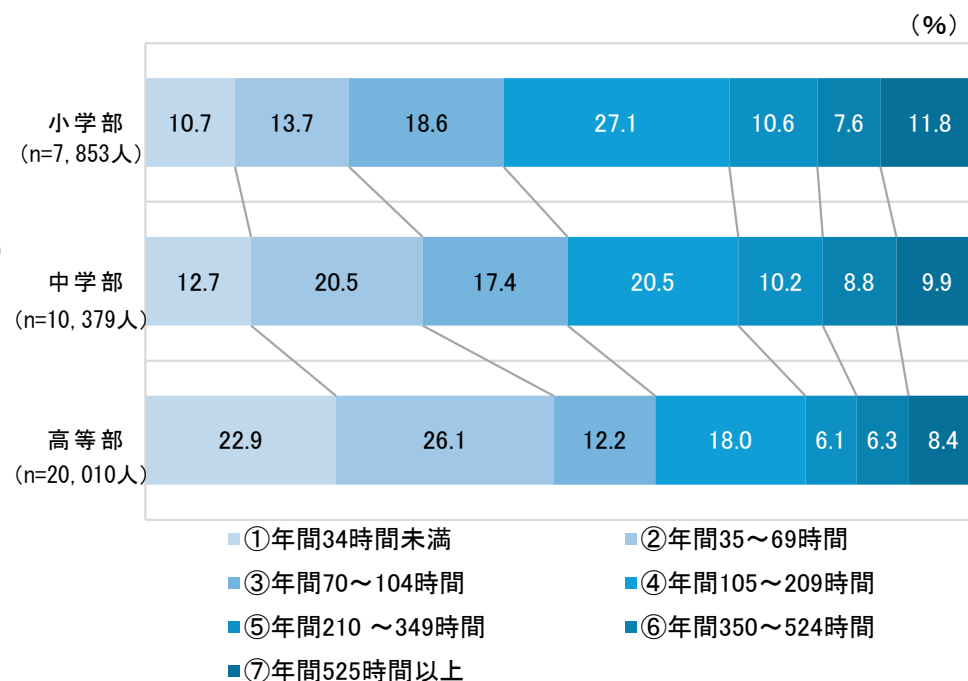
※自立活動の内容の取扱い、各教科等のようにそのすべてを取り扱うものではなく、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導のねらい及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。その際、上記に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。（詳細は、特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編を参照）

《特別支援学校》 教育課程編成における「自立活動」の年間授業時数

<障害種別 小・中・高等部合計>



<学部別合計>



※ 令和6年文部科学省特別支援教育課調べ

令和6年5月1日時点で在籍している小学部第6学年児童、中学部第3学年生徒、高等部第3学年生徒について、令和6年度の教育課程編成において配当している「自立活動」の年間授業時数別に、児童生徒の人数を聞いたもの。

時間数は、小学部は45分、中学部・高等部は50分を1単位時間とした単位時間数。

特別支援学校の教育活動全体における自立活動の位置付け（イメージ）

育成を目指す資質・能力の観点から整理した
自立活動の指導の位置付け

各教科等の指導を通じた
資質・能力の育成

支える

＜自立活動の指導＞
心身の調和的発達の基盤を培う

自立活動の時間の指導を要とした自立活動の指導
（教育課程編成の観点からの整理）

障害による学習上又は
生活上の困難を抽出

教科等

自立活動の時間の指導を
生かした配慮や手立て等

往還

課題を整理し
指導目標・指導内容
を設定

往還

自立活動
の時間の指導

教科等

教科等

特別支援学校の教育目標の達成

- ・ 小学部においては小学校教育の目標、中学部においては中学校教育の目標
- ・ 小学部・中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと



自立活動における表形式化の方向性

構造化・表形式化に係る論点

- 自立活動は、心身の調和的発達のための基盤を培うものであり、各教科の資質・能力の育成を支える役割を担っている。
 - 自立活動は、子供一人一人の多様な実態に即した指導目標を設定し、内容の中から必要な項目を選定して指導内容を設定していくことから、現行学習指導要領においても、教科等のように育成を目指す資質・能力の柱ごとに目標・内容を示していない。また、教育課程上、特別の領域として、位置付けられている。
 - 今回の構造化は、「主体的・対話的で深い学び」の実装を図るものであるが、上記の自立活動の特質を踏まえると、各教科等と全く同じように内容を「高次の資質・能力」を元に構造化して示すことは馴染みにくい。
- 一方
- 教師にとって分かりやすく、使いやすいを目指す上で、表形式で分かりやすくすることは重要なことである。
 - 通級による指導や特別支援学級の教師、経験の浅い教師が読んでも端的に理解可能な記述とすることは重視すべき。

そこで

検討の方向性

各区分の概括的な意味内容を表すものとして、「**区分の観点**」(仮称)として表記することに加え、各項目の意味するものとして、「**項目の趣旨**」(仮称)も加え、**表形式で示す**ことで、教師にとって分かりやすく使いやすい示し方とすることができるのではないかと検討する。

自立活動の内容の表形式化イメージ

新たに記載
(イメージ)

内容	内容は、心身の調和的発達の基盤を培うための「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」及び「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」から構成され、区分、項目としてしめしている。自立活動の指導に当たっては個々の指導目標を達成するために必要な項目を以下から選定し、それらを相互に関連付け、具体的な指導内容を設定するものである。		
区分	区分の観点	項目	項目の趣旨 新設(仮称)
1 健康の保持	新設(仮称) 生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面を中心として図る観点から内容を示している。	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。	体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムを身に付けること、食事や排泄などの生活習慣の形成、衣服の調節、室温の調節や換気、感染予防のための清潔の保持など健康な生活環境の形成を図ること。
		(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。	自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活様式についての理解を深め、それに基づく生活の自己管理ができるようにすること。
		(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。	病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、症状の進行を防止したりできるようにすること
		(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。	自己の障害にどのような特性があるのか理解し、それらが及ぼす学習上又は生活上の困難についての理解を深め、その状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりして、より学習や生活をしやすい環境にしていこと。
		(5) 健康状態の維持・改善に関すること。	障害のため、運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにすること。
2 心理的な安定	自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己のよさに気付く観点から内容を示している。	(1) 情緒の安定に関すること。	情緒の安定に関すること。は、情緒の安定を図ることが困難な幼児児童生徒が、安定した情緒の下で生活できるようにすること。
		(2) 状況の理解と変化への対応に関すること。	場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付けること。
		(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。	自分の障害の状態を理解したり、受容したりして、主体的に障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図ること。
以下の区分、区分の観点、項目、項目の趣旨は、省略			
内容の取扱い	具体的な指導内容を設定する際の留意点等を示す。		

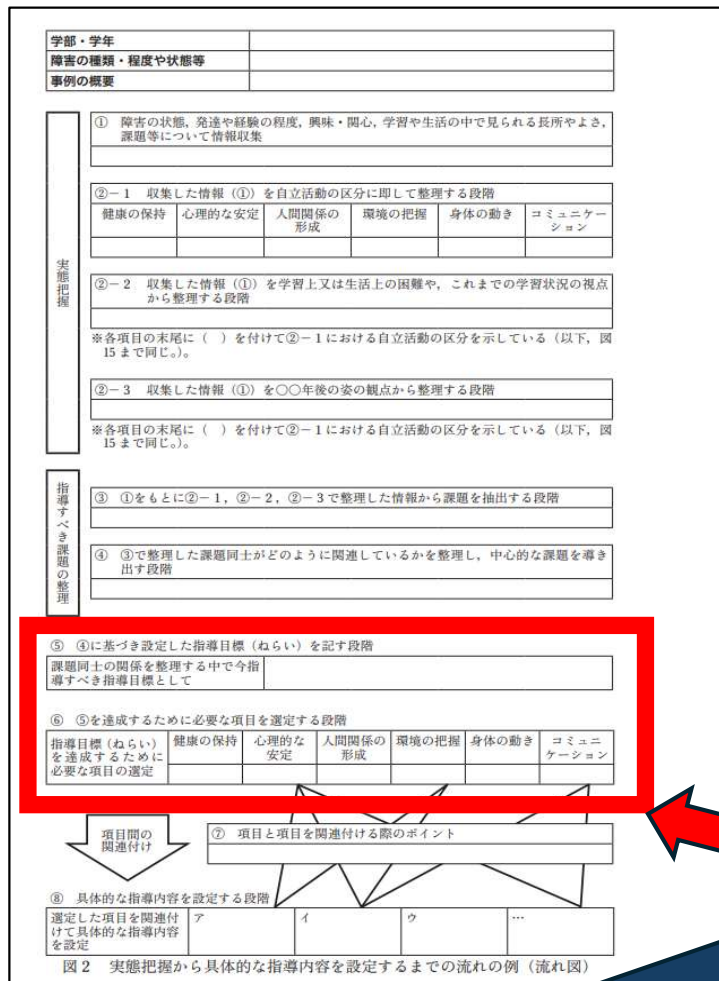
想定されるメリット

- 実態把握の観点として活用しやすくなる
- 適切な指導目標や指導内容が設定しやすくなる
- 体系的な理解につながり、障害名や特定の指導方法などに偏った指導になりにくい
- 項目同士を関連付けた指導内容を考えやすくなる

実態把握から具体的な指導内容（自立活動）を設定するまでの流れ（流れ図）

流れ図

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」において、個々の幼児児童生徒の実態把握から具体的な自立活動の指導内容を設定するまでの流れの例を示した図。



個々の幼児児童生徒の実態把握から指導目標(ねらい)を設定したり、具体的な指導内容を設定したりするまでの過程を、下記の段階により図式化。

実態把握

- ① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集
- ②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階
- ②-2 収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階
- ②-3 収集した情報(①)を〇〇年後の姿の観点から整理する段階

指導すべき課題の整理

- ③ ①をもとに②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する段階
- ④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階

- ⑤ ④に基づき設定した指導目標(ねらい)を記す段階
- ⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階

- ⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント
- ⑧ 具体的な指導内容を設定する段階

現行の課題

⑤から⑥に至る手続きとしての考え方や拠り所が、解説や流れ図に明確に示されておらず、どの項目を選定したらよいのかについて分かりにくい

3-7. 交流及び共同学習の充実に向けて

「交流及び共同学習」について

障害者基本法（昭和45年法律第84号）

第16条第3項 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

第1章第6節 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

(2) 他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

特に、小学部の児童又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

小学校学習指導要領

第1章第5 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

交流及び共同学習ガイド（平成31年3月文部科学省）より

- ◆ 交流及び共同学習は**障害のある子供と障害のない子供が一緒に参加**する活動であって、以下の両面を分かちがたいものとして捉え、推進していくことが必要
 - ・ 相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことも目的とする**交流の側面**
 - ・ 教科等のねらいの達成を目的とする**共同学習の側面**
- ◆ 実施に当たっては、それぞれの子供が、**授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感**をもちながら、**充実した時間**を過ごしていることが重要。

【事例1】音楽の演奏等を通じた交流及び共同学習

- 小学校5年生と特別支援学校（知的障害）
- 総合的な学習（5時間）

- 5年生の総合的な学習の時間で、**規範意識・命の尊重・ちがいの尊重と認め合いの学習**を行う中で、音楽の演奏等を通じた交流及び共同学習を実施



【事例2】大玉転がし等を通じた交流及び共同学習

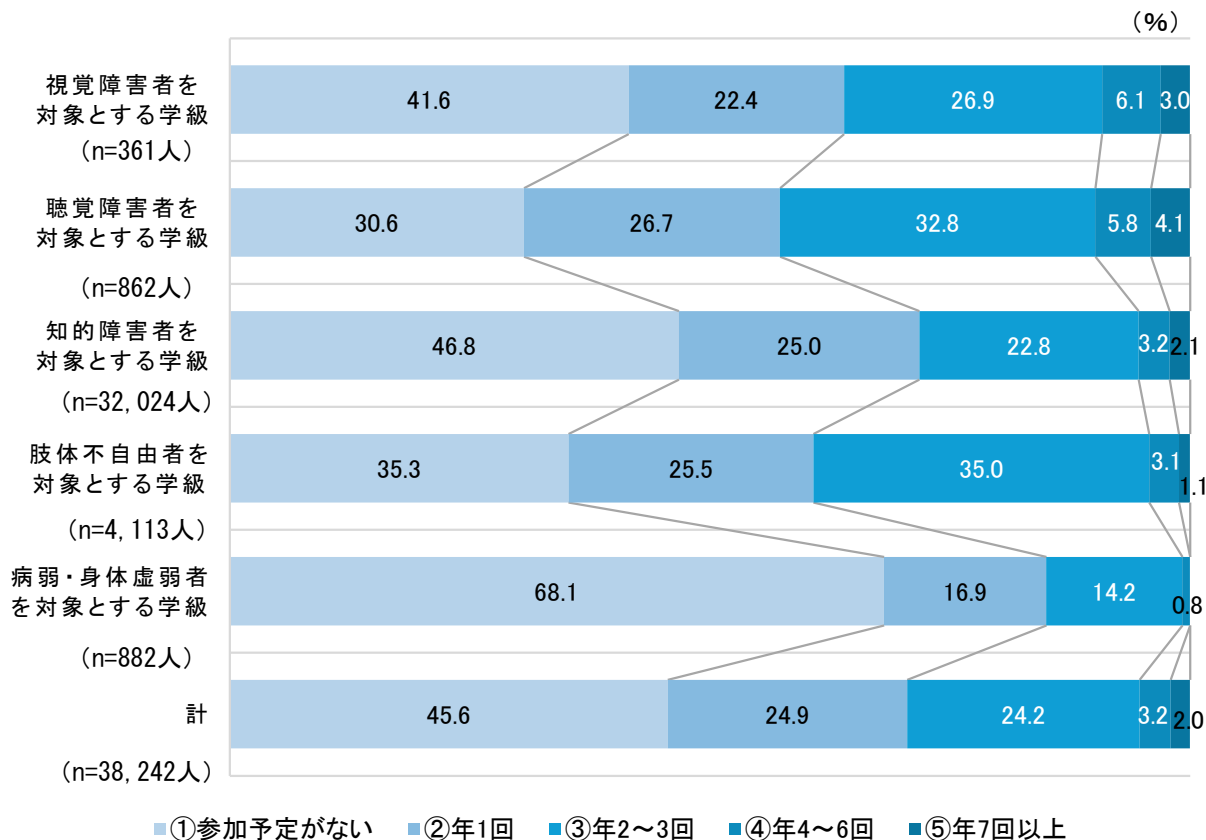
- 中学校1～3年生と特別支援学校（知的障害）
- 総合的な学習（4～6時間）

- 特別支援学校の生徒とスポーツを共に行うことで、**障害のある生徒の立場で物事を考える**ことを学び、**障害者への理解**を深める

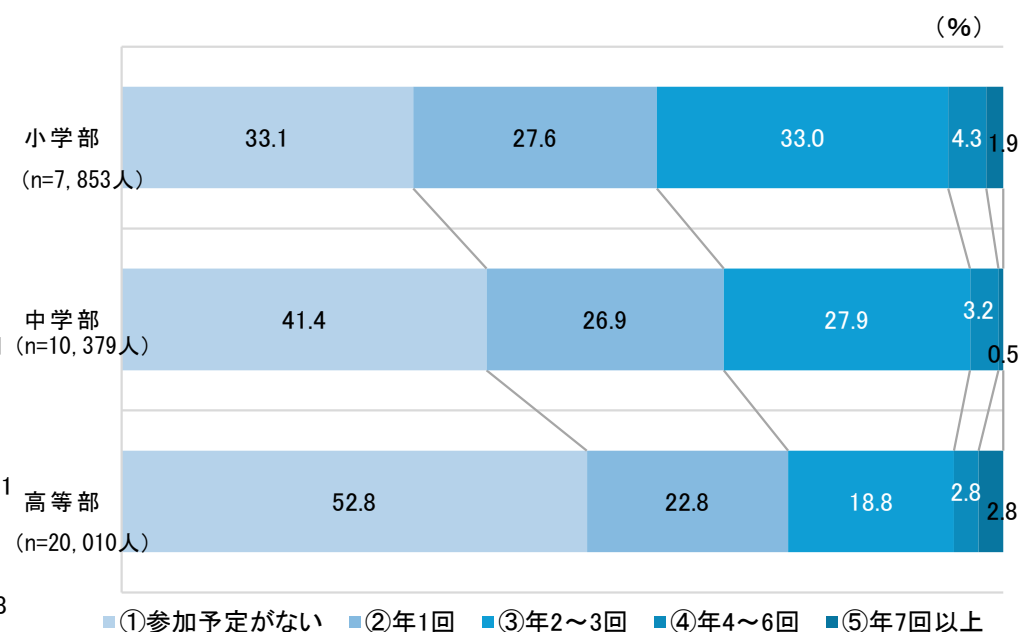


《特別支援学校》 交流及び共同学習（学校間交流）の実施状況

<障害種別 小・中・高等部合計>



<学部別合計>



※ 令和6年文部科学省特別支援教育課調べ

令和6年5月1日時点で在籍している小学部第6学年児童、中学部第3学年生徒、高等部第3学年生徒について、令和6年度の1年間に参加を予定している学校間交流（障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習のうち、特別支援学校と小・中・高等学校が学校間で連携して行うもの）の回数別に、児童生徒の人数を聞いたもの。

計画的・継続的な「交流及び共同学習」の取組の実現に向けた再整理（イメージ）

交流及び共同学習 の現行規定

- 障害者基本法において、国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない旨を規定
- 各学校段階の学習指導要領において、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすることを規定

交流及び共同学習 の意義・趣旨

- 障害のある子供と障害のない子供が一緒に参加する活動であつて、以下の両面を捉え、推進していくことが必要
 - 相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことも目的とする**交流の側面**
 - 教科等のねらいの達成を目的とする**共同学習の側面**
- 交流及び共同学習を発展的に進め、特別支援学校と小・中・高等学校を一体的に運営する**インクルーシブな学校運営モデル**の構築に向けた取り組みも進捗。これらの学校においては、**子供同士の相互理解の深まり**とともに、特別支援学校と小・中・高等学校の**教師がお互いに学び合い、それぞれの指導力の向上につなげる姿**が見られるようになっている

【特別支援学校と幼・小・中・高等学校間の交流及び共同学習】

- 学校段階が上がるにつれて、学校間交流に参加予定がない子供の割合が高くなる状況がある
- 近隣の学校と、交流及び共同学習の取組に向けた学校間の連携体制を構築している特別支援学校も一部にとどまっている
- 特別支援学校において、年間を通して計画的・継続的に交流及び共同学習に取り組む学校は一部にとどまっている

【幼・小・中・高等学校における交流及び共同学習】

- 特別支援学級に在籍しながら、交流及び共同学習と位置付けて、教科等の学習の大半の時間を交流先の通常の学級で学んでいる子供たちが数多く在籍する学校も見受けられる。
- この場合において、特別支援学級の子供たちが、適切な配慮や手立てがなされないまま指導を受けている状況も見受けられる

現在の交流及び 共同学習をめぐる 現状・課題

交流及び共同学習の 充実に向けた 考え方

- 学習指導のための連絡会や合同研修会の開催等を通じた**学校間・教師間の連携体制の構築を図った上で、学校同士・児童生徒間の交流を積み重ね、協働的な学びにつなげる**ことが必要
- 他方、学校同士での連携体制の構築には限界もあり、**都道府県教委等が主導して、市区町村教委と連携しながら、連携・交流体制の構築**を各地域で図ることを期待
- 特別支援学校と小・中・高等学校を一体的に運営する学校モデルの構築など**計画的・継続的な交流及び共同学習の実現に向けて、国・都道府県等が先導的な施策**に取り組むことを期待
- 発展的な交流及び共同学習に向けては、**双方の学校間の丁寧な調整**に取り組むことが必要

- 以下の趣旨について、改めて国において示すことが必要
 - 通常の学級に障害のある児童生徒等が数多く在籍しており、**相互に正しい理解と認識を深めることが期待**されること
 - 特別支援学級の子供たちと通常の学級の子供たちが交流及び共同学習を通じた協働的な学びを進めることで、**相互理解や認識が深まる**ことが**期待**されること
 - 特別支援学級の子供たちが必要な配慮を受けることなく多くの時間を通常の学級で学んでいる場合には、**学びの場の変更を検討すべき**であること
- 交流及び共同学習は、学校行事や学級活動をはじめとする**特別活動においても、一層重視**することが必要

交流及び共同学習の取組事例（インクルーシブな学校運営モデル事業）

名古屋市立若宮高等特別支援学校（知的障害）・名古屋市立若宮商業高等学校



特定の学年・教科の全授業を合同で実施

- 一過性で一時的な交流ではなく、両校の教育課程を踏まえた日常的な交流及び共同学習の実現を目指し、美術科と保健体育科において、長期的・継続的な交流及び共同学習を実施。
- 美術科においては、年間を通じて、1年生の全授業を合同で実施。生徒同士の関わり合いの機会を重視し、各テーブルに特別支援学校生徒1名・商業高等学校生徒4名を配置するとともに、共同制作の題材を増やして授業を実施。
- 保健体育科においては、2年生の1学期の全授業を合同で実施。両校の生徒がそれぞれの強みを生かせるよう、バドミントン、ソフトボール、テニス、卓球・モルックの4グループの中から生徒各自が種目を選択し、グループ別で授業を実施。
- 各授業の実施に当たっては、特別支援学校における指導方法を参考にして、視覚情報を常に提示したり、留意点を細かな要素に分けて示したりするなど、誰もが参加しやすい授業づくりに取り組んでおり、長期的・継続的な交流及び共同学習を通じて、両校の生徒が互いの存在を特別視せず、自然に関わり合う姿が見られるようになっている。

美術科の授業



美術科で制作した共同作品



保健体育科のバドミントン



交流及び共同学習の取組事例（インクルーシブな学校運営モデル事業）

京都府立舞鶴支援学校（知的障害・肢体不自由）・京都府立聾学校舞鶴分校（聴覚障害）

・舞鶴市立池内小学校・舞鶴市立高野小学校・舞鶴市立中筋小学校
・舞鶴市立城南中学校



各校の教員による一体的な授業づくりの実施

- 教育課程や教科等の目標・内容に基づき、地域の小中学校と特別支援学校の教員がチームとして一体的に子供の資質・能力を育成することを通して、地域全体の特別支援教育の充実につながる授業を目指して、継続的・計画的な交流及び共同学習を計画・実施。
- 具体的には、Web会議ツールを活用し、各校の教員が対面またはオンラインにて柔軟かつ日常的に連携。交流及び共同学習の検討に当たっては、単元の目標・単元の計画・授業の計画・実施後の振り返り等を記載する共通様式『つながるシート』を導入し、Web会議ツールも活用しながら、授業づくりを共同で実施。
- 交流及び共同学習の実施については、双方の教員がT1・T2となり指導を実施するとともに、双方の教員が共に授業の成果・改善点を評価し、授業改善につなげている。
- 交流及び共同学習は、小学1年～中学1年までの幅広い学年において、国語、社会、理科、生活、体育、図画工作などの教科で実施。子供たちは継続的な交流を重ねることで、支援する・されるという関係性ではなく、対等な関係性を構築することができ、「次はいつ会えるの?」「もっと一緒に勉強したい」と、共に学ぶことを期待する姿が見られている。



交流及び共同学習の取組事例（インクルーシブな学校運営モデル事業）

兵庫県立阪神特別支援学校分教室（知的障害）・兵庫県立武庫荘総合高等学校



両校の特色や地域リソースを生かした交流及び共同学習を年間を通じて実施

- 両校の1年生を対象に、特別支援学校の「総合的な探究の時間」と高等学校の「産業社会と人間」による交流及び共同学習を実施。自己理解や将来の進路実現に向け、各界の業界人を招聘して講演を聴いたり、地元企業へのインタビューを行ったりするなどの活動を実施。
- 両校の2年生を対象に、「総合的な探究の時間」において、両校の生徒を混合班で編成した少人数の「ゼミ」形式で交流及び共同学習を実施し、地域の課題解決や、現代社会の課題に関する探究活動に取り組んだ。この中で、近隣地域の住民と交流を重ねながら地域への参画・貢献について考え、特別支援学校の生徒が取り組んでいる技能検定（喫茶サービス）に係る内容を踏まえて地域交流の場に両校で共同出店したり、地域行事の手伝いを共同実施したりするなど、地域と関わりながら学び合う活動を実施。
- 両校の2年生を対象に、特別支援学校の「職業」と高等学校の選択科目「工業実習」による交流及び共同学習を実施。高等学校で実施している機械系、電気系、インテリア系の3系列の実習を実施。
- 地域社会との交流や実技実習等を通して、特別支援学校の生徒の職に対する興味関心の広がりが見られた。また、年間を通じた交流及び共同学習の実施を通して、両校の生徒がお互いに教え合う姿が見られたり、授業以外の場面でも交流する姿が見られたりするなど、相互理解の深まりにつながった。

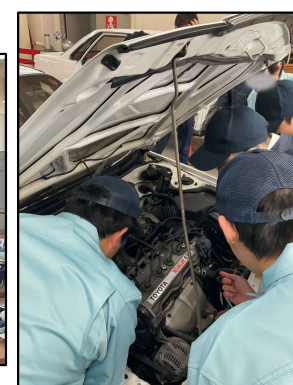
地元企業担当者へのインタビュー



ゼミ形式での学習



合同の実技実習（塩ビパイプ加工、自動車点検等）



参考情報

（直近の特別支援教育に関する動向）

医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)概要

【定義】

<医療的ケア児等>

- ① 医療的ケア児(日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む。))
- ② ①であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である者
- ③ 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者

<重症心身障害者>

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者(そのうち児童である者は重症心身障害児)

【基本理念】

- 1 基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を社会全体で支援
- 2 医療的ケア児等及び重症心身障害者ではない者と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援、個々の状況に応じ、医療・保健・福祉・教育・労働・防災等の関係機関等の相互緊密な連携の下、切れ目なく支援
- 3 18歳以降も切れ目なく保健医療・福祉サービスを受けながら、希望する地域において日常生活・社会生活を営むことができるよう支援
- 4 本人と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

【支援施策等】

<国・地方公共団体による措置>:講じた施策に関する資料の作成及び公表、保育を行う体制の拡充、社会的養護に係る体制の拡充、教育を行う体制の拡充、日常生活における支援、切れ目ない医療の提供、就労の支援、住居の確保、相談体制の整備等、情報共有の促進、広報啓発、人材の確保、医療的ケアの提供の在り方についての見直し、研究開発等の推進、地域格差の是正のための検証等

<保育所・学校の設置者等による措置>:保育所等における看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士・介護従事者等の配置、学校等における看護師等又は介護従事者の配置

<医療的ケア児等支援センター(都道府県、指定都市、特別区等が社会福祉法人等を指定又は自ら行う)>:医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族の相談に応じ、情報の提供、助言その他の支援、関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整並びに個別避難計画の作成についての協力及び災害時における市町村と連携した情報の提供等を行う

<医療的ケア児等支援地域協議会(都道府県、指定都市、特別区等が設置可能)>:医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族の支援の体制の整備を図るため、関係者等により構成される協議会を設置する

※医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第77号。令和8年7月31日公布、令和9年4月1日施行)により改正。

※検討規定:同法の施行後3年を目途とした実施状況等を勘案した検討、実態把握のための具体的な方策の検討及び災害時における支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律 「教育を伴う体制の拡充等」における改正内容について（令和8年7月）

改正前

第10条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。



改正後

第10条 （略）

2 学校等の設置者は、その設置する学校等に在籍する医療的ケア児等及び重症心身障害者が保護者の付添いがなくても、**授業に出席し、及び修学旅行その他学校等の行事に参加するため**に必要な適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等又は介護従事者の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

保護者等の付添いの現状※

※始業から夏休み前まで

- 特別支援学校に通学する医療的ケア児
保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数
令和7年度：3,190人（**45.9%**）（令和6年度：2,809人（40.5%））
- 幼稚園、小・中・高等学校に通学（園）する医療的ケア児
保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数
令和7年度：1,454人（**52.2%**）（令和6年度：1,215人（47.5%））

文部科学省の支援策

● 医療的ケア看護職員配置事業

学校における安全・安心な医療的ケアの実施体制の整備充実を図るため、**修学旅行等や登下校時の送迎対応も含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援**。（令和8年度予算額：46億円）

補助対象者	学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者	<補助対象> 都道府県・市区町村・学校法人（幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校）
配置の考え方	✓ 配置人数： 5,300人分 ✓ 1日6時間、週5回等を想定 上記のほか登下校時の対応分も計上	<補助割合> 国：1/3 補助事業者：2/3 国：1/2 補助事業者：1/2（私立幼稚園）

文部科学省の考え方

2. 学校における医療的ケアに関する基本的な考え方

③保護者との関係

6) **保護者の付添いの協力を得ることについては、本人の自立を促す観点からも、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきであること**。やむを得ず協力を求める場合には、代替案などを十分に検討した上で、真に必要と考える理由や付添いが不要になるまでの見通しなどについて丁寧に説明すること。

「学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成31年3月20日付け30文科初第1769号 文部科学省初等中等教育局長通知）抜粋

（5）校外学習（宿泊を伴う活動を含む。）における対応

医療的ケア児の状況に応じ、医師に参加の可否を確認するとともに、参加しても問題がない場合は校内との対応の違いなどを確認するなどして、必要に応じ医師から校外学習の日程などに応じた看護師等に対する指示を改めて受ける必要がある。

また、事前に校外活動実施計画等を作成する際に当たっては、校外や夜間に想定される対応や緊急時の対応を保護者だけではなく、医師に確認することともに、下見を行った際に確認した活動場所や宿泊場所近くの病院や警察署などの情報を記載するなどして、引率教職員が確実に対応できるように準備する必要がある。

「小学校等における医療的ケア実施支援資料」（令和8年7月改訂版）抜粋

切れ目ない支援体制整備充実事業

 令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

 55億円
48億円)

背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、医療的ケア看護職員の配置、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の活用を支援。

医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（R9.4施行）」の趣旨を踏まえ、学校生活（登下校時を含む）への医療的ケア看護職員の配置に加えて、修学旅行等の学校行事への対応に係る経費を支援

補助対象	学校において医療的ケアを実施するために直接雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者の人件費等 ※直接雇用が難しい場合、訪問看護ステーション等への委託に係る経費も可能。
補助対象学校種	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 ※幼稚園型認定こども園については、こども家庭庁「医療的ケア児保育支援事業」の対象となるため除く。
補助内容	✓ <u>学校生活・登下校時の対応</u> ⇒配置人数：5,830人分（+530人増） ✓ <u>修学旅行等の学校行事への対応</u> ⇒配置校数：1,169校分（新規） ※医療的ケアに係る災害対応（例：非常用電源の確保など）に係る経費も計上可能。

【参考】「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」第10条第2項

学校等の設置者は、その設置する学校等に在籍する医療的ケア児等及び重症心身障害者が保護者の付添いがなくとも、授業に出席し、及び修学旅行その他学校等の行事に参加するために必要となる適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等又は介護従事者の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援

※交付初年度から3年限り。

※新規の募集は令和8年度を以て終了（令和9年度は継続自治体等のみ）

連携体制を整備	教育委員会・学校と関係機関の連携体制を整備
個別的教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別的教育支援計画等が有効に活用される仕組づくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と関係機関の連携を促進（早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援）
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発
災害への備え	停電時にも人工呼吸器等を利用することができるよう、非常用蓄電池等の備品を整備

※「災害への備え」については、「医療的ケア看護職員配置事業」において計上

外部専門家活用事業

- 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の活用を支援
補助対象人数：900人分（+170人増）

<補助対象>	都道府県・市区町村・学校法人 (幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校)
<補助割合>	国：1/3 補助事業者：2/3 国：1/2 補助事業者：1/2（私立幼稚園）

(担当：初等中等教育局特別支援教育課)

学校における医療的ケア実施体制構築支援事業

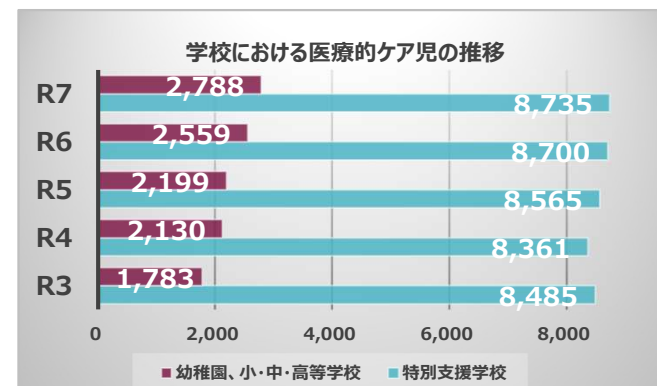
令和9年度要求・要望額

0.2億円
(新規)



現状・課題

- 少子化が進む中、「医療的ケア児支援法」が成立した令和3年度と令和7年度を比較すると、医療的ケア児の数は特別支援学校で約1.03倍、幼稚園、小・中・高等学校で約1.56倍
- 令和8年7月に成立した「改正医療的ケア児支援法（R9.4施行）※」においては、「医療的ケアの提供の在り方についての見直し(第20条の2関係)」や「地域格差の是正のための検証(第22条関係)」などを国に求める条文が新設



事業内容

(1) 学校における医療的ケアの実施体制構築支援 に関する調査研究【新規】

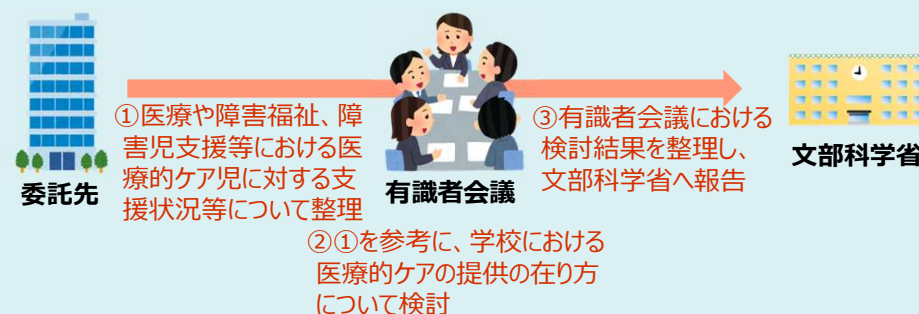
医療的ケア児の受入れ予定のある学校や教育委員会等(※)に知見のある医師や看護師等をアドバイザーとして派遣することにより、その実施体制の構築を支援するとともに、学校や教育委員会が抱える課題などの把握を行う。



件数・単価 1箇所×約8百万円 委託先 民間団体

(2) 学校における医療的ケアの提供の在り方 に関する調査研究【新規】

医療や障害福祉、障害児支援等における医療的ケア児に対する支援状況などを参考に、学校における医療的ケアの提供の在り方について有識者会議を設置し、検討を行う。



件数・単価 1箇所×約14百万円 委託先 民間団体

※医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（抜粋）

（医療的ケアの提供の在り方についての見直し）

第20条の2 国は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の家族の負担の軽減に資するよう、医療的ケア児等及び重症心身障害者に対する医療的ケアの提供の在り方について、適宜、見直しを行うものとする。

（地域格差の是正のための検討等）

第22条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する地域格差の是正を図るため、医療的ケア児等支援センターの組織及び運営体制並びに居住する地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの保護者の意思を尊重した教育の実施その他地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援の状況の検証を行うものとする。

手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法） 概要

（令和7年法律第78号）

目的（1条）

手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段

手話に関する施策を総合的に推進

2025（令和7）年11月
日本でデフリンピック初開催

基本理念（2条）

- ① **手話の習得・使用**に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者・手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにする
- ② 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、**手話文化の保存・継承・発展**が図られるようにする
- ③ 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、**手話に関する国民の理解と関心**を深めるようにする

国・地方公共団体の責務（3条）

国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する

基本的施策（6条～18条）

① 手話を必要とするこどもの手話の習得の支援（6条）

- こども・保護者に対する手話に関する情報提供等
- 乳幼児期におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供、学校の授業等の教育活動におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供
- 保護者・家族に対する手話の学習機会の提供等

② 学校における手話による教育等（7条）

- 手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供
- 手話の技能を有する教員の養成のための大学・教員養成機関による取組の促進、教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施
- 手話を使用するこどもが学校生活で手話を自由に使用できる環境の整備

③ 大学等における配慮（8条）

- 手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進

④ 職場における環境の整備（9条）

- 手話を適切かつ円滑に使用できる職場環境の整備のための事業主による取組の促進のための情報提供等

⑤ 地域における生活環境の整備等（10条）

- 地域で手話を使用して日常生活・社会生活を円滑に営むことができる環境の整備
- 災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に安全を確保するための手話による情報提供

⑥ その他の手話の習得の支援（11条）

- 手話を必要とする中途失聴者等手話を必要とするものに対する手話に関する情報提供、手話の学習機会の提供等

⑦ 手話文化の保存・継承・発展（12条） 手話文化：手話及び手話による文化的所産

- 文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションを通じて手話文化の保存・継承・発展が図られるようにするための取組

⑧ 国民の理解と関心の増進（13条）

- 手話に関する国民の理解と関心を深めるための広報活動・啓発活動の充実
- 学校教育で手話に関する理解と関心を深めるための学校教育で利用できるノウハウに関する情報提供、児童生徒等に対する手話の学習機会の提供

⑨ 手話の日（14条）

- 9月23日を「手話の日」とする

⑩ 人材の確保等（15条）

- 手話に関する専門的な知識・技能を有する人材（手話通訳を行う者など）の安定的な確保・養成・資質の向上のための研修の機会の確保、適切な処遇の確保

⑪ 調査研究の推進等（16条）

- 手話文化に関する調査研究の推進、情報収集・提供
- 手話の習得のためのカリキュラムの開発、手話による円滑な意思疎通を図るための先端的な技術（デジタル技術など）を活用した機器等の開発、手話の習得・使用に関する調査研究等の推進・成果の普及

⑫ 国際交流の推進（17条）

- 手話を使用する者の国際的交流の支援
- 手話文化に関する情報交換等の活動の支援

⑬ 手話を使用する者等の意見の反映（18条）

- 障害者基本計画・都道府県障害者計画・市町村障害者計画〔いずれも障害者基本法に基づき策定〕への反映（4条）

- 手話に関する施策の実施に必要な財政上の措置・法制上の措置等を講ずる（5条）

- 施行後おおむね5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案して検討を加える（附則2項）

手話に関する理解啓発動画について



文部科学省

- 令和7年6月に公布・施行された「手話に関する施策の推進に関する法律」第13条第2項において、学校教育において手話に関する理解と関心が深められるよう、国及び地方公共団体において、手話に関する情報の提供や児童生徒等の手話の学習機会の提供などの必要な施策を講ずることが規定されたことや、令和7年11月に「東京2025デフリンピック」が開催されたことを契機として、文部科学省において、**小・中・高等学校等に在籍する聴覚障害のない児童生徒等が手話に関する理解を深めることのできる動画コンテンツ**を制作・公開。
- 動画コンテンツについては、各学校における教育課程内外の様々な場面での活用を想定しており、動画を活用した教育活動例等を紹介した「**教師用活用の手引**」を併せて公開。

(文部科学省HP「聴覚障害教育の充実事業」)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/r07/1422738_00028.htm



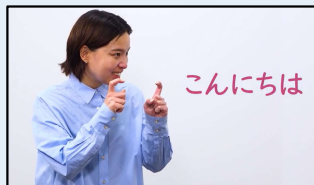
動画や教師用手引
はこちらから

動画1：手話でつながる！ひろがる！

- デフリンピックや手話による会話の様子、特別支援学校（聴覚障害）の生徒と高等学校の生徒が協働している様子などの視聴を通して、**手話に興味・関心をもつことをねらい**とした動画。

【出演者】

- 聴覚障害当事者の俳優



長井恵里氏



那須映里氏

- 特別支援学校（聴覚障害）の生徒と高等学校の生徒



・愛媛県立松山聾学校
・済美平成中等教育学校

※両校は、合同チームを組んで
手話パフォーマンス甲子園に
長年出場している。



→
手話通訳
付き版



動画2：手話を学ぼう！

- 手話に触れたことのない児童生徒等が、**手話を知り、手話に親しむことを目的に、4つのパートで構成された手話実演動画**。

【パート・出演者】

I. あいさつ



那須映里氏



II. 感情表現



山田真樹氏（陸上）

※東京2025デフリンピックメダリスト



III. 学校でよく使う言葉



亀澤理穂氏（卓球）

※東京2025デフリンピックメダリスト



IV. 覚えていると便利な言葉



矢ヶ部紋可氏（バドミントン）

※東京2025デフリンピックメダリスト



趣旨・目的

- 高次脳機能障害とは、疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として政令で定めるものをいい、その患者数は全国で約23万人と推計される。
- 高次脳機能障害は外形上判断しづらく、その特性の理解も進んでいない等の理由で、患者と家族は適切な支援を受けることができず、日常生活や社会生活に困難を抱えているとの指摘がある。
- このような現状を踏まえ、高次脳機能障害への理解を促進するとともに、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域でも、あらゆる段階（医療・リハビリ⇒生活支援⇒社会参加支援）で、切れ目なく受けられるようにするための立法措置を講ずる必要がある。

具体的施策

(1) 高次脳機能障害者及び家族等への支援策

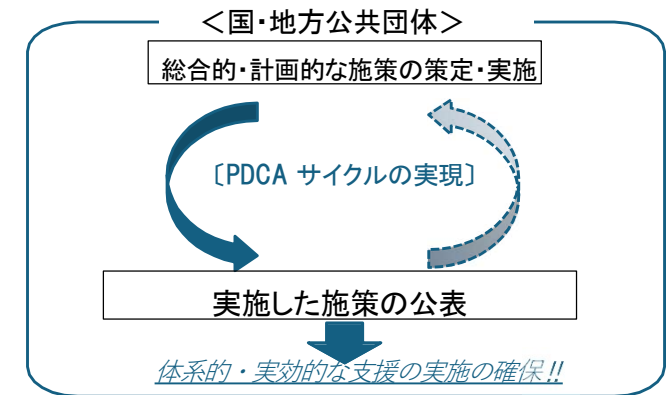
- ・ 地域での生活支援
- ・ 教育的支援
- ・ 就労の支援
- ・ 権利利益の擁護（差別、いじめ、虐待等の防止）
- ・ 司法手続における配慮（意思疎通手段確保への配慮）
- ・ 高次脳機能障害者の家族等への支援
- ・ 相談体制の整備
- ・ 情報の共有の促進

(2) その他の支援策

- ・ 国民に対する普及及び啓発
- ・ 医療業務従事者等への知識の普及及び啓発
- ・ 地方公共団体及び民間団体への支援
- ・ 専門人材の確保
- ・ 調査研究等

基本理念

- (1) 自立と社会参加の機会が確保され、また、尊厳を保ちつつ他者と共生することが妨げられないこと。
- (2) 社会的障壁の除去に資すること。
- (3) 個々の事情に応じ、また、関係者の連携の下に、あらゆる段階で切れ目ない支援が行われること。
- (4) 居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられること。



地域支援体制

(1) 高次脳機能障害者支援センターの設置

都道府県は、地域の高次脳機能障害者支援業務をセンターに行わせ、又は自ら行うことができる。

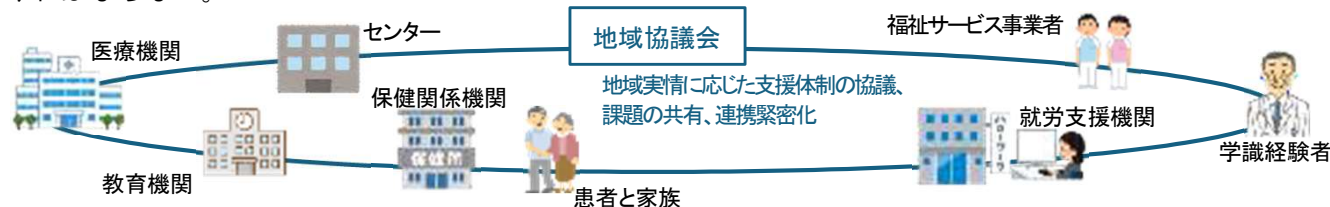


(2) 専門的な医療機関の確保等

都道府県は、専門的な診断、治療、リハビリ等を行う医療機関の確保に努めるとともに、国及び地方公共団体は、医療機関間の相互協力の推進及び医療機関への情報提供等を行う。

(3) 高次脳機能障害者支援地域協議会の設置

都道府県は、支援体制の整備を図るため、患者と家族、学識経験者、医療（リハビリを含む）・保健・福祉・教育・労働等の関係機関や民間団体等から構成される地域協議会を置くよう努めなければならない。



「高次脳機能障害者支援法」の施行について（通知）（令和8年3月31日）

- 高次脳機能障害者支援法の施行（令和8年4月1日）に合わせて、文部科学省から各教育委員会等に対し、**高次脳機能障害に関する教職員の理解啓発及び所管する学校における実態把握、並びに高次脳機能障害を有する児童生徒への適切な支援に向けた以下の対応について通知**を発出。

（定義）「高次脳機能障害」とは、疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として政令で定めるものをいう。（第2条第1項）

1. 教育的支援（第12条関係）

- 高次脳機能障害者である幼児児童生徒に対する教育を行う学校において、**合理的配慮の提供を含め、障害の状態等に応じた適切な教育的支援を行うため、校内支援体制の整備**を含めた取組
- 一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行うため、**個別の教育支援計画及び個別の指導計画を適切に作成・活用**
- いじめ防止のため、児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援

2. 就労の支援（第13条関係）

- 学校卒業後、就労系障害福祉サービスを利用する場合も考えられ、当該制度に関する理解の下で適切な指導や支援がなされることが重要
- 個別の教育支援計画等の活用によって必要な支援の内容や環境整備についての情報が適切に引き継がれることが重要

3. 権利利益の擁護（第14条関係）

- 障害者差別解消法に基づき、高次脳機能障害者である幼児児童生徒を含む**障害のある子供に対する合理的配慮の提供等について適切に対応**

4. 専門的知識を有する人材の確保（第29条関係）

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する**研修等を活用し、高次脳機能障害を含む障害のある児童生徒等の教育に携わる教員の専門性を向上**
 - 特別支援教育専門研修
各都道府県の特別支援教育における指導的立場にある教員を対象に実施している専門的な研修において、高次脳機能障害のある児童生徒が受ける医療や求められる教育的対応を説明
 - NISE学びラボ（教職員向けのオンライン講義配信）
小・中・高等学校も含む幅広い教職員の資質能力向上に資する、インターネットによる講義配信「NISE学びラボ」のコンテンツにおいても、高次脳機能障害について説明

◆ 学校の先生が高次脳機能障害について知るための支援冊子『病気の子どもを理解のためにー高次脳機能障害ー』も公開中



（全国特別支援学校病弱教育校長会作成，
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所編集協力）



「発達障害のある児童生徒等への支援に向けた教育・福祉の連携事例集」

文部科学省では、教育と福祉が連携し、行政分野を超えた切れ目のない一貫した支援を進めていくため、教育・福祉の連携促進に取り組んでいる自治体にヒアリングを行い、「**発達障害のある児童生徒等への支援に向けた教育・福祉の連携事例集**」を作成しました。

都道府県、指定都市、市区町村それぞれの視点からの9事例を紹介

事例A 都道府県

モデル市において教育と福祉の連携のための取組を実施するとともに、県において、**教育関係者・福祉関係者・保護者を対象にした「トライアングル研修会」を実施し**、モデル市の取組を県内の市町村に普及している事例

事例B 指定都市

福祉部局が教育委員会との連携の下で子供の様子や相談の記録を記入できるシートを作成し、このシートを教育委員会が個別の教育支援計画の基本様式とすることで、**家庭・教育・福祉が統一の様式を活用**している事例

事例C 市区町村

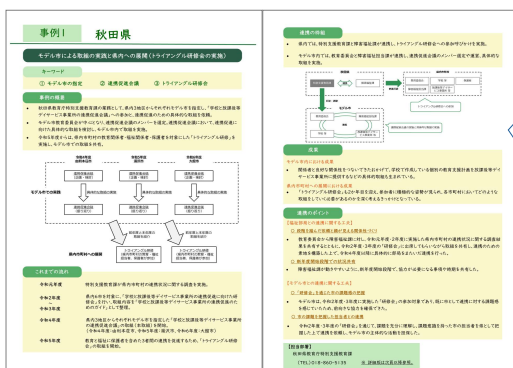
関係機関が随時更新・閲覧できる情報共有プラットフォームにおいて、支援対象となる子供の情報を集約・一元管理化することで、連携して個に応じた支援を継続的に行う仕組みづくりを行っている事例

…など

概要版・詳細版の2部構成

概要版

詳細版 (概要版を見て関心を持った方向け)



1つの事例をA4見開きで紹介

7項目で簡潔に整理

各自治体のテーマ

キーワード

事例の概要

これまでの流れ

連携の枠組

成果

連携のポイント

- ✓ 各取組内容を詳細に記載
- ✓ 自治体の独自様式等を掲載
- ✓ 連携機関ごとの成果を掲載



検索はこちら!!

(文部科学省HP上に掲載中)



病気療養中の児童生徒に対するICTを活用した遠隔教育ハンドブック

GIGAスクール構想によるデジタル学習基盤の整備に伴い、学校での1人1台端末活用をはじめとしたICTの活用が進む中、疾病による療養や障害のために、長期間にわたって学校を欠席せざるを得ない児童生徒が、ICTを活用して病院や自宅等から学びを継続できる制度が整えられております。

これらの制度を学校現場でより一層活用いただくため、主に教育委員会や学校の担当者向けに、制度の概要や実施までのプロセスをまとめたハンドブックを令和7年度に作成いたしました。



病児療養児への遠隔教育

遠隔教育が可能となった背景や制度の概要

病気療養児への遠隔教育の取扱い規定

小・中・高等学校、特別支援学校での規定を整理

遠隔教育の実施方法・手段

授業の方法（同時双方向型、オンデマンド型）

ICT機器の一例

遠隔教育実施のプロセス

実施に向けた5つのプロセスを説明
自治体などの実施事例や解説も掲載

- ①支援体制の構築 ②遠隔教育の準備 ③遠隔教育の実施
④学習の評価 ⑤復学に向けた支援

参考事例

文部科学省や自治体が作成した資料の紹介

一人ひとりの状況に寄り添った教育機会の確保のために、ぜひ本資料をご活用ください。

